

会 議 録 目 次

平成 26 年第 6 回海田町議会定例会（第 1 日目）

平成 26 年 9 月 2 日（火）午前 9 時 00 分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（1）議会報告	
	（2）行政報告	
	（3）報告第 6 号 損害賠償額の決定について	
	（4）報告第 7 号 平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率について	
日 程 第 4	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について・・・・・・・・	11
日 程 第 5	認定第 1 号 平成 25 年度決算の認定について・・・・・・・・	13
日 程 第 6	認定第 2 号 平成 25 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び 決算の認定について・・・・・・・・	17
日 程 第 7	一 般 質 問	
	○住吉秀公議員・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	○西田祐三議員・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	○佐中十九昭議員・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	○兼山益大議員・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	○桑原公治議員・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	（延 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	70

平成26年第6回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成26年9月2日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 9月2日 (火) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                     |   |           |
|---------------------|---|-----------|
| 町                   | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 副 町                 | 長 | 三 宅 信 行   |
| 総 務 部               | 長 | 窪 地 満     |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 臼 井 真     |
| 建 設 部               | 長 | 久保田 誠 司   |
| 福 祉 保 健 部 次 長       |   | 湯 木 淳 子   |
| 企 画 課               | 長 | 門 前 誠 司   |
| 財 政 課               | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 課               | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 税 務 課               | 長 | 中 下 義 博   |
| 生 活 安 全 課           | 長 | 丹 羽 勤     |
| 住 民 課               | 長 | 尾 木 茂     |
| 社 会 福 祉 課           | 長 | 中 川 修 治   |
| こ ど も 課             | 長 | 森 川 雅 枝   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長     |   | 森 原 知 美   |
| 都 市 整 備 課           | 長 | 近 森 茂     |
| 建 設 課               | 長 | 木 村 生 栄   |
| 上 下 水 道 課           | 長 | 龍 岩 広 幸   |
| 会 計 管 理 者           |   | 加 藤 一 生   |
| 教 育 委 員             | 長 | 瀧 川 昌 俊   |
| 教 育                 | 長 | 中 村 弘 市   |
| 教 育 次 長             |   | 細 川 真 示   |
| 学 校 教 育 課           | 長 | 石 川 直 之   |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 |   | 大 里 弘 美   |
| 生 涯 学 習 課           | 長 | 花 本 則 之   |
| 代 表 監 査 委 員         |   | 内 田 和 彦   |

収 税 対 策 室 長      松 井 良 哲  
環 境 セ ン タ ー 所 長      石 田 一 成

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長      伊 藤 仁 士  
主                      幹      宮 垣 将 司  
主      任      主      事      戸 成 正 考

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第 1      会議録署名議員の指名について

日程第 2      会期の決定について

日程第 3      諸般の報告

（１）議会報告

（２）行政報告

（３）報告第 6 号 損害賠償額の決定について

（４）報告第 7 号 平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資  
金不足比率について

日 程 第 4      諮問第 1 号      人件擁護委員の推薦について

日 程 第 5      認定第 1 号      平成 25 年度決算の認定について

日 程 第 6      認定第 2 号      平成 25 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定  
について

日 程 第 7      一 般 質 問

日 程 第 8      第 41 号議案      安芸地区衛生施設管理組合規約の変更について

日 程 第 9      第 42 号議案      海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の制定について

日 程 第 10      第 43 号議案      海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の制定について

日 程 第 11      第 44 号議案      海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の制定について

日 程 第 12      第 45 号議案      海田東小学校区第 2 児童クラブの設置に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について

- 日程第 13 第 46 号議案 海田町福祉事務所設置条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 第 47 号議案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 第 48 号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 第 49 号議案 平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 第 50 号議案 平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 第 51 号議案 平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 第 52 号議案 平成 26 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 26 年第 6 回海田町議会定例会を開会いたします。なお本日は報道のため、カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 19 に至る各議案でございます。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、11 番、宮坂議員、12 番、西山議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 9 月 4 日までの 3 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月 4 日までの 3 日間と決します。この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時 0 1 分 休憩

午前 9 時 0 3 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から 9 月 4 日までの 3 日間と決しております。この際、8 月 19 日深夜から 20 日未明にかけて発生した集中豪雨により犠牲となられました方々に、謹んで哀悼の意を表し黙祷をささげたいと思います。皆さん、ご起立ください。

○議長（久留島） 黙祷。

（全員黙祷）

○議長（久留島） 黙祷を終わります。ご着席ください。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 日程第 3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとして、お手元に配付いたしております 6 月定例会以降の主なものについて報告いたします。まず、8 月 5 日から 6 日まで福祉厚生委員会が所管事務県外調査を実施され、報告書が提出されておりますのでご参照ください。また、6 月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、あわせてご参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。次に、8 月 1 日の国道 2 号東広島安芸バイパス・広島南道路建設促進東京要望に私が出席しています。以上で、議会報告を終わります。続いて、行政報告について、町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（山岡） 皆さんおはようございます。それでは、6 月の定例議会後の行政執行の状況についてご報告をいたします。はじめに、8 月 19 日深夜から 20 日の未明にかけて広島県内で発生した集中豪雨につきましては、本町での被害はありませんでしたが、広島市において大規模な災害が発生し、8 月末現在で死者 72 名、行方不明 2 名のほか、流出・倒壊家屋多数の大災害となりました。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申しますとともに被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。8 月 21 日に広島市に対し、海田の水をはじめ本町の備蓄物資の提供の申し入れを行いました。また、被災者支援ということから、町営住宅 3 戸を無償で提供することとし、8 月 22 日から海田庁舎において災害義援金として募金箱を設置するとともに、8 月 27 日から 3 日間、海田町社会福祉協議会とともに、J R 海田市駅において街頭募金活動を実施いたしました。これまでの

募金総額は、8月末現在 73 万 7,029 円となっております。日本赤十字社広島県支部を通じて被災者に届けるようにしております。海田町消防団については、広島市消防局からの応援要請に基づき、8月26日、団員5名を現地へ派遣いたしました。町職員においても、広島市からの要請に基づき、適宜派遣をいたします。また、同日、広島市で発生した土砂災害を踏まえ、海田警察署と合同で土石流危険渓流の緊急点検を実施いたしました。なお本日、町といたしまして、広島豪雨災害の罹災お見舞を手渡す予定となっております。次に、梅雨時期の状況についてでございますが、6月4日に平年より3日早く梅雨入りし、7月20日に平年より1日早く梅雨明けとなりました。この間の降雨量は427.5ミリでほぼ平年並みでしたが、7月7日には10分間に15.5ミリの猛烈な雨を観測しました。これにより三迫川上流で護岸と法面の崩落が1か所ずつ、町内各所で一時的な道路冠水がございました。護岸の崩壊箇所につきましては、今議会で予算措置を講じた上で、早急に対応してまいりたいと考えております。法面の崩落についてはシート張り工法で対応いたしました。また、8月9日から10日において広島県に接近した台風11号につきましては、暴風警報が出されましたが、被害はなかったものの、1世帯2名の方が町民センターに自主避難をされました。続きまして、小・中学校のエアコン設置工事でございますが、6月下旬から7月にかけて、順次試験運転を開始し、7月31日に全ての学校の工事が完了いたしました。児童生徒たちが勉強に集中できる快適な環境を整備することができました。次に、三迫二丁目地内の町道6号線第2工区の買収予定地に関する臨時裁判の判決が7月中旬に確定しました。これを受け、速やかに事業に着手してまいりたいと思います。続きまして、8月4日から高齢者行政の連携強化を図るため、地域包括支援センターの場所を保健センターから役場庁舎内に移転をしました。今後も高齢者に対する一体的な支援や相談体制の充実に努めてまいります。次に、4月からの消費税率引き上げに伴う負担軽減対策の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特別給付金の申請状況についてでございますが、8月末現在で、臨時福祉給付金は1,602件、64.4パーセント、公務員を除く子育て世帯臨時特別給付金は2,309件、96.8パーセントとなっております。以上簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告をいたしました。今議会には、報告2件、諮問1件、決算認定2件、規約変更1件、条例制定4件、条例改正3件、補正予算4件を提出しております。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久留島）以上で行政報告を終わります。続きまして、報告第6号、損害賠償額の

決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第6号、損害賠償額の決定について。海田町環境センター敷地内で発生した交通事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により、専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、報告第6号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告させていただきます。議案書の1ページをお開きください。債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は42万5,054円でございます。専決処分年月日は平成26年7月11日でございます。事故の概要について説明いたします。日時は平成26年5月23日午後1時50分頃、場所は環境センターの敷地内において、臨時職員が運転するフォークリフトが、移動中、敷地内に停車してあったシルバー人材センターの会員の通勤用車両の右側ドア周辺に、フォークリフトのバケットが接触したものでございます。人的被害については、双方ございませんでした。過失割合につきましては当方10割と定め、専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。損害賠償額42万5,054円の内訳といたしましては、相手方車両修理代、37万6,670円、代車費用4万8,384円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑あれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。敷地内でこうした事故が起きているんですが、事故が起きたことには、調査もし、審査もして、保険の対応で対応をしておられますけども、どこの敷地の中でも、自動車の置き場所、作業する場所の、そういう区域が明確になっておるわけですよ。それがここの状況についてはどうであったのか。聞くところによると、勝手に敷地の中において事故が起きたと。それはそれで勝手に入ったことと事故があったことは別としてね、考えてもいいと思いますけれども、しかし、自動車を常時止めて、それを駐車場としてやってる、毎日違うようなね、そういうやり方をしておるのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）今回の案件につきましては、ゴールデンウィーク前後から日差し



が強くなってまいりまして、暑くなってまいりましたので、職員、臨時職員と、派遣職員、シルバーからの派遣職員が、日陰にですね、昼から駐車をいたしておったのが、ゴールデンウィークからこの事故まで続いておりました。今後につきましては、すぐに、もうそういった指定の駐車場以外の場所に置かないようにということで、すぐに改善をさせていただいたものでございます。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 私はね、なにも過ぎたことは言いとうないんじゃがね、まず今の答弁ですね、もうちょっと考えて答弁をしてもらわなかったらね、暑いのはみないっしょですよ。作業するところと駐車場とはね、別個に考えて確保せんかったらね、事故はなんぼでも起きますよそりゃあ。職員の怠慢よ。暑いけえ日陰へ置いちゃって、作業場のフォークリフトで作業せにゃいけないの、暑いけえ、その近くに駐車しとるいうて、もってのほかですよ。どう思われますか。そういうか、答弁でもね、もうちょっと考えてね、それがほんまか知らんのじゃがね、町民が聞いてあきれたような答弁は、ちょっと慎むべきじゃないかと思うんじゃが、どうですかそこは。町長。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） この度の事故の件につきましても、いろいろと調査をしていただいたところで、私も実地に行ってみましたが、やっぱり、環境センターにもかなり広い駐車スペースがございますので、その点も十分に、今後ですね、再発がないような対応をしっかりとやっていきたいというようにお願いをしておるところでございます。

○議長（久留島） ほかに質疑ありませんか。宮坂議員。

○11番（宮坂） ちょっとね、今、佐中議員や崎本議員の質疑とかぶるんですけどね、じゃ、これ具体的にどこの場所で、車を置いとったんですかね。それが分からんのんですよ。通常は、課長、通常は車両をどこに置いて、この時は、日陰のどこかに置いたと言われたんだけど、具体的に場所はどこに置いとって、40万円を超える損害いうたら、結構な損壊じゃ思うんですよ。バケットがあたって40万ぐらいの車ね、やるいうことは、かなりの大きな傷になった思うんですよ。そこんともう一回具体的に教えてください。

○議長（久留島） 生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽） まず、臨時職員、派遣職員の常時駐車すべき場所につきましては、管理棟北側に駐車場がございますのと、元の焼却炉跡地、こちらの方を、現在駐車場として指定をさせていただいております。それと、事故現場につきましては、環境センタ

一管理棟の西側、そちらに水路がございますが、その水路を超えたところに、資源物処理場がございます。その横に駐車、シルバーの会員が駐車していたものでございます。

○議長（久留島）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。住吉議員。

○5番（住吉）今の説明聞きよったら、それはぶつかるじゃろうというような場所に車を置いてとったんじゃないか思うんですよね。そういった状況を環境センター所長はずっと放置ということでよろしいですかね。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）5月初め頃から実際に臨時職員、派遣職員が駐車しておったことについては、認識をしておりました。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）何でそれをやめさせなかったかというのは、ちゃんと聞き取っていますか。環境センター所長がなぜそれを注意してさせなかったのか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）その点につきましては大変申し訳ないことだは思うんですが、そういった、事故発生を予見できなかったということで、黙認をしとった状況でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第6号についてはこれをもって終結いたします。

続きまして、報告第7号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第7号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

報告書により、その内容をご説明いたします。報告書の1ページをお願いいたします。平成25年度決算に基づく健全化判断比率報告書でございます。まず、一般会計の赤字額を比率で示す実質赤字比率でございますが、平成25年度決算で赤字となっておりますので、値は出ておりません。なお、この比率の早期健全化基準は14.48パーセント、財政再生基準は20パーセントでございます。次に、全ての会計を合わせた赤字額を比率で示す連結実質赤字比率でございますが、各会計とも赤字となっておりますので、値は出ておりません。なお、この比率の早期健全化基準は19.48パーセント、財政再生基準は30パーセントでございます。次に、公債費等の比重を示す実質公債費比率でございますが、12.2パーセントとなっております。なお、この比率の早期健全化基準は25パーセント、財政再生基準は35パーセントでございます。次に、地方債のほか一般会計で将来負担すべき実質的な負債を含めた将来負担比率については、将来負担の額が標準財政規模を下回りましたので、値が出ておりません。なお、この比率の早期健全化基準は350パーセントでございます。また、3ページから7ページには指標の算定内容を記載をしております。続きまして、8ページをお願いいたします。平成25年度決算に基づく資金不足比率報告書でございます。公営企業ごとの資金不足比率でございますが、対象となります水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足を生じておりません。なお、この比率における経営健全化基準はそれぞれの公営企業ごとに20パーセントでございます。なお、9ページ、10ページには算定内容を記載をしております。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、去る8月21日に監査委員が審査を行っております。お手元に配付しております平成25年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書でございます。この際、監査委員から、審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）監査委員の内田でございます。先に町長に提出しております平成25年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書について、その概要を申し上げます。審査は8月の21日に行いました。町長から提出されました平成25年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、負担比率、公営企業における資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員の説明を聴取することなどにより、

それらの書類が適正に作成しているかどうかを主眼にして審査を行いました。その結果、いずれも適正に作成されているものと認めました。以上簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては、各意見書をご覧くださいと思います。

○議長(久留島)以上で財政健全化審査及び公営企業経営健全化審査の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○12番(西山)12番、西山です。監査委員さんに質疑させていただきます。今回の実質公債比率の12.2という結果におきまして、個別意見で平成25年度決算における実質公債費は12.2パーセントとなっており、早期健全化比率の25.0パーセントと比較すると、これを下回り良好である。海田町、確かに健全な財政運用でございます。しかし、平成23年度には13.2、平成24年度は12.6、本年度は12.2で、改善をされたように見えますが、その原因の一つには、今年度は、昭和62年度に発行した義務教育施設整備事業債の償還が終わったことによるマイナス要因ということが掲げられております。平成25年度、平成26年度におきましては、投資的経費が随分増額しておりまして、5年据え置き償還が始まりますけど、今後の見通しは数値が少しずつ厳しくなっていくと判断しておりますけども、代表監査委員さんはどのような所見をお持ちでしょうか。

○議長(久留島)代表監査委員。

○代表監査委員(内田)25年度におきましては先ほど議員がおっしゃるとおり比率が下がっておりますけども、今後、この度の国の経済対策によりまして、起債を大きく借入したりなどしますので、今後につきましては、この比率は増加していくものと考えております。

○議長(久留島)ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島)質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第7号についてはこれをもって終結いたします。これにて、諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島)日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）諮問第１号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員の任期が平成 26 年 12 月 31 日をもって満了することに伴い、委員の推薦の同意をお願いするものでございます。同意をお願いするものの氏名は、引き続き佐々木登貴子さんでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、諮問第１号、人権擁護委員の推薦についてご説明いたします。議案書の３ページをお開きください。現人権擁護委員であります佐々木登貴子さんの任期が、平成 26 年 12 月 31 日をもって満了となることに伴いまして、引き続き佐々木登貴子さんを人権擁護委員として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、海田町の住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員について理解のあるものの中から議会の意見を聞いて町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第 1 条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由・人権思想の普及高揚を図ることでございます。委員の任期は 3 年でございます。それでは、佐々木登貴子さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和 19 年 10 月 18 日生まれで、現在 69 歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和 43 年 8 月に町職員として採用され、住民課、厚生課、財政課、税務課等に勤務され、平成 9 年 10 月から民生部福祉課に勤務され、女性児童問題、男女共同参画問題、児童虐待問題等に携わっておられましたが、平成 17 年 3 月 31 日に定年により退職されておられます。人権擁護委員には平成 18 年 1 月に就任され、現在まで活動されております。これまでの長年の実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦を行うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、諮問第１号について採決を行います。お諮りいたします。諮問第１号については、佐々木登貴子さん

を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、佐々木登貴子さんを適任とすることに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、認定第1号、平成25年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第1号、平成25年度決算の認定について。平成25年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町介護保険特別会計歳入歳出決算及び海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。決算の内容につきましては担当者に説明させるとともに、決算書及び主要施策の成果に関する説明書の提出をしておりますので、ご審議いただき、ご認定いただきますようお願いいたします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、平成25年度決算の内容につきまして、主要施策の成果に関する説明書によりご説明いたします。まず、一般会計でございます。3ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額100億1,556万6,000円、歳出総額96億9,738万1,000円で、差し引き3億1,818万5,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源1億647万2,000円を差し引いた実質収支額は、2億1,171万3,000円の黒字となっております。次に、歳入についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。なお、一覧表の決算額は、欄外に注記をしておりますが、地方財政状況調査の区分で作成をしております。決算書の決算額と異なるところがございますが、ご了承くださいと思います。まず、歳入総額でございますが、100億1,556万6,000円で、対前年度比11億7,508万5,000円、13.3パーセントの増となっております。主な内容につきましては、1款の町税が39億7,941万3,000円で、2,541万6,000円、0.6パーセントの減となっております。主な減額の理由は、自動車部品製造業の法人税割の落ち込みや、企業の移転に伴う固定資産税の減によるものでございます。次に、10款の地方交付税につきましては、12億2,189万9,000円で、5,404万2,000円、4.2パーセントの減となっております。主な減額の理由は、地方公務員給与費の削減等に伴う基準財政需

要額の減によるものでございます。次に、14 款の国庫支出金につきましては、18 億 7,243 万 7,000 円で、8 億 514 万 5,000 円、75.4 パーセントの増となっております。主な増額の理由は、国の経済対策に伴う地域の元気臨時交付金の増額や、海田市駅南口土地区画整理事業交付金の増によるものでございます。次に、歳出についてご説明いたします。28 ページをお願いいたします。歳出の一覧表についても、地方財政状況調査の区分で作成をしております。まず、歳出総額でございますが、96 億 9,738 万 1,000 円で、対前年度比 11 億 5,919 万 1,000 円、13.6 パーセントの増となっております。主な内容につきましては、3 款の民生費が 35 億 1,417 万 7,000 円で、2 億 9,619 万 5,000 円、9.2 パーセントの増となっております。主な増額の理由は、海田町シルバープラザの整備によるものでございます。次に、8 款の土木費につきましては、17 億 843 万 4,000 円で、8 億 8,071 万 7,000 円、106.4 パーセントの増となっております。主な増額の理由は、中店小学校線道路改良事業や、海田市駅南口土地区画整理事業の事業費の増額によるものでございます。次に、10 款の教育費につきましては、10 億 1,296 万 3,000 円で、3 億 2,493 万 2,000 円、47.2 パーセントの増となっております。主な増額の理由は、海田東小学校の新館耐震補強事業やプール改修事業によるものでございます。続きまして、39 ページをお願いいたします。性質別の歳出決算額でございます。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費につきましては、44 億 3,267 万 1,000 円で、対前年度比 1 億 6,557 万 8,000 円、3.6 パーセントの減となっております。次に、投資的経費につきましては、19 億 2,194 万 8,000 円で、12 億 9,394 万 8,000 円、206 パーセントの増となっております。次に、その他の経費につきましては 33 億 4,276 万 2,000 円で、3,082 万 1,000 円、0.9 パーセントの増となっております。63 ページ以降には事業別の説明を記載をしておりますが、個々の説明は省略をさせていただきます。続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。365 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 15 億 3,786 万 8,000 円、歳出総額 15 億 93 万 2,000 円で、差し引き 3,693 万 6,000 円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源 510 万円を差し引いた実質収支額は 3,183 万 6,000 円の黒字となっております。366 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、使用料及び手数料が 4 億 8,375 万 8,000 円、繰入金が 3 億 9,289 万 9,000 円、町債が 4 億 4,300 万円となっております。373 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、事業費が 5 億 5,030 万 5,000 円、公債費が 8 億 4,568 万 8,000 円となっております。続きまして、国

民健康保険特別会計でございます。387 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 28 億 6,759 万円、歳出総額 28 億 2,265 万 7,000 円で、差し引き 4,493 万 3,000 円の黒字となっております。388 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、国民健康保険税が 6 億 53 万 9,000 円、繰入金が 1 億 3,627 万 9,000 円となっております。396 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が 19 億 7,491 万 2,000 円となっております。続きまして、介護保険特別会計保険事業勘定でございます。427 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 17 億 2,700 万 4,000 円、歳出総額 16 億 8,752 万 7,000 円で、差し引き 3,947 万 7,000 円の黒字となっております。428 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、保険料が 4 億 1,303 万 1,000 円、繰入金が 2 億 2,571 万 6,000 円となっております。435 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が 16 億 2,977 万 2,000 円となっております。続きまして、介護保険特別会計、介護サービス事業勘定でございます。465 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額、歳出総額とも 976 万 9,000 円となっております。466 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。サービス収入が 929 万 7,000 円、繰入金が 47 万 2,000 円となっております。468 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。事業費が 976 万 9,000 円となっております。続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。473 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 2 億 8,768 万 2,000 円、歳出総額 2 億 6,782 万 2,000 円で、差し引き 1,986 万円の黒字となっております。474 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療保険料が 2 億 2,813 万 7,000 円、繰入金が 5,648 万円となっております。478 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が 2 億 7,536 万円となっております。失礼いたしました。後期高齢者医療広域連合納付金が 2 億 5,736 万円となっております。以上、簡単ではございますが、平成 25 年度の各会計の決算について説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。平成 25 年度決算につきましては、去る 7 月 15 日から 22 日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成 25 年度海田町決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概



要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）平成 25 年度海田町各会計歳入歳出決算意見書でございますが、事前にお配りいたしました資料に誤りがあり、差し替えをさせていただきました。深く反省をするともに、今後このようなことがないよう確認の徹底をしたいと考えています。大変申し訳ございませんでした。それでは、意見書の概要を申し上げます。町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿等と照合するとともに、予算の執行状況について必要に応じて関係職員の説明を聴取する等により、審査を実施いたしました。いずれも、関係法令に準拠して調製されており、それらの計数を関係帳簿等と照合した結果、おおむね適正と認めました。以上、簡単でございますが、審査の概略を申し上げます。詳細につきましては意見書をご覧くださいまして、決算認定の参考にしていただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（久留島）以上で、決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。決算の認定につきましては、例年のとおり、決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については、委員会の場をお願いをいたしたいと思います。それでは質疑を行います。質疑あれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）今監査員からはおおむね良好とありましたが、毎年ありますようにね、私がここいうのは、2 ページのですね、不用額は前年度より 1 億 5,937 万 2,000 円増加しておるとありますが、毎年毎年、私は、これは減らなければいけないと思いますが、増加している主な理由をちょっとお願いします。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）不用額の増加につきましては、その時々の実施状況、入札状況、あるいは本来いろいろ考え方がありますが、最後の議会において、減額補正等により不用額を減す方法、あるいはその不用額をもって翌年度の財源する方法とあります。今回につきましては、諸般の事情によりまして、不用額を生じたものを決算処理をしたものと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）では私ちょっと意見で言わせてもらいますが、決算特別委員会で詳細な

分をちょっと尋ねたいと思いますので、資料の方を決算特別委員会の際には用意をしてもらいたいと思います。以上です。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）例年の自主財源がね、だいたい45、6パーセントじゃ、55、6パーセントじゃなかったかなと、このように記憶しておるんですね。昨年はね、46パーセントぐらいに減つとる、約7、8パーセント自主財源が減つとる。これについて何か指摘しておるか、それについてどういう意見を述べとるか。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）自主財源につきましては、これはいわゆる全体の予算規模によっても大きく左右されるものと考えております。特に自主財源につきましては町税収入が主体でありますので、その他特定財源等が増えれば、予算規模が増えれば、前年とほぼ同様な予算歳入予算であっても、全体の予算規模が増えることによって自主財源比率が下がると。今年度につきましても、町税収入は極端には下がっておりませんけども、前年に比較して下がっておるのは事実でありますけども、それだけでなく、全体の予算規模によって自主財源比率が下がったものと考えています。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、認定第2号、平成25年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第2号、平成25年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。平成25年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴い生じた剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分するものとし、併せて同法第30条第4項の規定により、平成25年度海田町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付して議会認定に付すものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）それでは、認定第2号、平成25年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、決算書の18ページをもとにご説明いたします。決算書

の 18 ページをお願いいたします。まず、総括事項でございますが、平成 25 年度は管路の新設、老朽管の布設替を行うとともに、耐震化を図るために、石原配水池の改修工事を発注いたしました。この改修工事は、企業債を充当し、継続費を設定して工事を行っていますが、年度内に支払い義務が生じなかった 4,577 万円は、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定により、逡次繰り越しして、翌事業年度に使用することとしています。財政面については、水道料金収入が減少したことにより、事業収益は減少しておりますが、人件費及び物件費等が増加したことにより、事業費用は増加しました。次に、給水状況でございますが、給水戸数及び給水人口ともにやや増加しています。続きまして、建設改良費でございますが、配水管設備工事として、配水管新設工事、配水管布設工事を行いました。また、石原配水池改修工事として、平成 25 年度は 1 池分の改修を行いました。次に、財政状況でございますが、平成 25 年度の事業収益は税抜きで 3 億 8,778 万円となり、前年度と比較し、23 万円減少しております。一方、事業費用は、税抜きで 3 億 5,700 万円となり、前年度と比較し、641 万円増加しております。以上の結果、差し引き 3,078 万円の純利益となっております。また、資本的収支は差し引き 1 億 3,777 万円の不足となり、当年度分の損益勘定留保資金等で補てんしております。剰余金の処分につきましては、先ほど説明しました純利益 3,078 万円の繰越剰余金 740 万円を加えました 3,818 万円のうち、3,500 万円につきまして、建設改良積立金として剰余金の処分を行うものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。平成 25 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算につきましても、去る 6 月 30 日及び 7 月 15 日に監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成 25 年度公営企業会計決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）それでは、平成 25 年度海田町水道事業会計決算審査意見書についてその概要を申し上げます。審査は、6 月 30 日及び 7 月 15 日の 2 日間にわたり実施いたしました。審査にあたっては、決算書類の計数が正確であるか、財務諸表が経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮して行われているかなどの点に主眼をおき、決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、既に実施した、監査検査の結果も参考にして、慎重に行ったものでございます。その結果、決算書及び附属書類は計数

が正確で、財務諸表では経営成績及び経済の状況をおおむね適正に表示しているものと認めました。以上、簡単でございますが、審査の概略を申し上げました。詳細につきましては意見書をご覧いただきまして、決算認定の参考にしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましても、例年のとおり決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については、委員会の場でお願いをいたしたいと思います。それでは質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。この際、認定第1号、平成25年度決算の認定について及び認定第2号、平成25年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議長より発議をしたいと思います。本件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く議員14名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中といえども審議しうる事といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本件は議員14名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決します。この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長互選のため、暫時休憩いたします。議員の皆さんは委員会室にご参集ください。再開は10時15分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。ただいま決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。委員長に宗像議員、副委員長に住吉議員と決しております。以上で平成25年度決算の認定についてを終わります。暫時休憩いたします。再開は10時25分です。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 15 分 休憩

午前 10 時 25 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第 7、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。5 番、住吉議員。

○5 番（住吉）5 番議員、住吉です。3 項目についてお尋ねいたします。まずはじめに、学校事務職員の加配についてお尋ねいたします。経済協力開発機構が実施した国際教育指導環境調査の結果概要が 6 月に公表されました。それによると、1 週間あたりの授業に使った時間は、日本では 17.7 時間と調査参加国平均の 19.3 時間より短くなっております。その一方、一般的事務業務に使った時間は参加国の平均の 2.9 時間に対し、日本では 5.5 時間にもものぼっております。海田町では、かつて町費により学校事務職員の加配が行われておりましたが、平成 23 年度末で打ち切られ、以降は、各学校に事務職員は 1 人のみとなりました。その結果、学校事務業務の人手不足は深刻なものとなり、教頭や養護教諭が電話番等の事務職員業務を行うこともあり、それでも人手が足りない場合は、校長が事務職員業務を行っているのが現状であります。また、週 1 回行われている事務員会議の際には、学校に事務職員が不在となり、校舎の正面玄関からでも不審者の侵入が可能な状況であり、子どもたちの安全の確保にも問題があります。町内小・中学校の円滑な学校運営と子どもたちの安全確保のために、町費により、学校事務職員の加配を行ってはいかがでしょうか。続きまして、民生・児童委員の負担軽減についてお尋ねいたします。民生・児童委員を取り巻く環境は、制度発足時に比べて大きく変わっております。社会全体が高齢化し、高齢者の生活を支えるための活動が増える一方、幼い子どもを抱えるひとり親家庭も増えております。そのことから、全国で民生・児童委員の担い手が不足しており、海田町においてもここ数年間欠員状態が続いております。町内の単位自治会においては福祉委員を設け、実質的に民生・児童委員を補佐しているところも多くあります。しかしながら、単位自治会の立場から見ると、班長やごみステーション、資源物回収時の当番が困難という理由で、自治会に加入されない高齢者や、地域とのかかわりを煩わしく思い、自治会に加入されない若い世帯も増えてきており、それらの自治会未加入世帯を自治会で見守ることは不可能であります。また、民生・児童委員の立場から見ると、守秘義務の壁に阻まれて、全ての情報を自治会に知らせることもできず、その活動範囲も複数の自治会にまたがっているだけでなく、複数の学区に

またがっていらっしゃる方もいることから、自治会の補佐だけでは、職務負担軽減にも限界があるものと思われます。千葉市では7月から民生・児童委員活動を手助けする支援者を、協力員と名づけて配置をはじめております。この制度は、神戸市、新潟市では先行してはじめteおり、兵庫県、東京都でも同様の制度を設けております。海田町においても、民生・児童委員の協力委員制度をはじめてはいかがでしょうか。最後に、通学路に防犯カメラを。7月14日に岡山県倉敷市において女子児童が誘拐監禁される事件が発生しました。海田町においても、7月25日の14時30分頃、曙公園で遊んでいた男子児童たちが声をかけられ、携帯電話で写真を撮られる不審者事案が発生しました。子どもたちの安全を守るため、全国各地において通学路上の防犯カメラの設置が進んでおります。東京都では、今年度から都内全ての公立小学校の通学路に5年間で24億7,000万円をかけて、防犯カメラを設置することを決めております。大阪府箕面市においても、市内の公立小・中学校全20校の通学路に防犯カメラ750台を設置する計画を立て、この9月議会に費用1億5,000万円を計上した補正予算案を提出しております。防犯カメラの設置において、プライバシー保護の問題がとりざたされますが、警察庁がJR川崎駅周辺に試験的に防犯カメラを設置した際の住民アンケートでは、プライバシーより安心・安全を優先するとの回答が9割を超えております。また、既に防犯カメラを設置している神奈川県大和市が昨年度実施した住民アンケートの結果を見ましても、97.4パーセントの方が、今後も防犯カメラの設置を続けてほしいと回答しております。防犯カメラ設置に伴う財政負担は大きいものとなりますが、お金で買うことのできない子どもたちの命を守るために、海田町においても、町内全小・中学校の通学路に防犯カメラを設置してはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問の1番目については教育委員会から、それ以外については私から答弁をいたします。まず、民生・児童委員の負担軽減についての質問でございますが、民生・児童委員の協力員制度の導入につきましては、先進地の事例や民生・児童委員さんの意見を参考に研究してまいりたいと思います。続きまして、通学路の防犯カメラ設置についての質問でございますが、通学路も含め犯罪抑止の観点から、海田警察と協議の上、適宜検討してまいりたいと思います。それでは1番目につきましては、教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村） 学校事務職員の加配についてのご質問でございますが、県費事務職員による事務センターが実施されたことに伴い、平成 24 年度からは事務の効率化の観点から、伝票業務等の町財務管理は、教育委員会事務局で 6 校分を一括して処理を行うこととし、町費事務職員の配置を行っておりません。しかしながら、ご指摘のように、事務職員不在時に教頭等の本来業務に一部支障が出る等の課題が出ており、今後学校長、事務長の意向を踏まえ、非常勤職員の複数兼務を含めた改善策を検討してまいりたいと思っております。

○議長（久留島） 住吉議員。

○5 番（住吉） それでは再質問に移ります。まず、学校事務職員の加配についての再質問でございますが、こちらの答弁をみますと、非常勤職員の複数校兼務も含めたとございますが、これは、1 校 1 名ではなくて複数校で 1 名というふうな考えでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（久留島） 学校教育課長。

○学校教育課長（石川） 学校規模、児童生徒数の数に応じまして、複数校、2 校又は 3 校に一人という形の非常勤講師を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島） 住吉議員。

○5 番（住吉） 確かに臨時職員を 1 名雇っただけでも二百数十万人件費がかかりますけれども、複数校であつたらやはり、これまでとあまり状況が変わらないんじゃないかと思うんですね。実際、事務員会議の際に学校へ行きますと、事務室にはだれもいない。職員室に教頭先生がいらっしゃるぐらいですよね。その教頭先生が校内の用事を出ていたら職員室もガラ空きなんですよ。結局細かい字をだれがやっているかいうたら、養護教諭か校長先生、そもそも養護教諭が学校の事務や雑用をするというのはいかがなものかと思うんですね。本来の業務とあまりにも違いますから。その点考えると、財政的な負担はでかくなるかもしれませんが、やはり 1 校 1 名でご検討をするお考えはないのでしょうか。

○議長（久留島） 学校教育課長。

○学校教育課長（石川） 複数校非常勤を置くことによって、幾つかの学校については解消ができるというふうに考えております。ただ、今の業務でいきますと、訪問者、電話等ということを経頭、養護教諭がやっているという事実については把握しております。ですので、その日に限りという訳ではないんですが、そういう事案が生じた場合には、校

内にいる授業があいている教員、または用務員等で対応したいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）授業があいている教員とおっしゃいましたが、小学校でほとんどいませんよね。実際、西中学校朝のあいさつ運動やってまして、西小のところにいっしょに立たせてもらったんですけども、先生ひとりも出れないんですよ。いないですから全然。先生も子どもたちの面倒見ないといけない。前日の宿題を7時45分ぐらいからみはじめるというふうなことをしてるんですよ。結局、出れるのは校長先生、教頭先生、そして、なぜか養護教員。もう現実的に事務員が1名というのは、もう無理があるんじゃないかなと思うんですよ。結局その分の負担が、学校の先生方、校長先生、教頭先生、そして本来の業務でない養護教諭にかかってきている。いわゆるいまどき流行のブラック企業と同じような状況ですね、本来業務じゃないことをやらしてるんですから。それをやはり改善する為には1校1名の配置が一番よろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）複数校兼務と書かしていただきましたけれども、本来であれば、住吉議員おっしゃるようにし、全て1名ずつ配置するのが、これは私は理想だと思います。ただいまの事務職員の業務改善という中で、効率化を図るために事務センターというものができて、その意義を考えるとですね、もっと現実的な言い方をしたら、1名置いても1名分の仕事を、月曜日から金曜日までの仕事が事務の中ではないというのが現実なんです。そうすると、残るは接客ですね、電話対応であるとか来客対応であるとか。それだけのために、6校全部に1人配置するかということ、費用対効果の面からちょっといかなものかなという思いが現段階ではしております。あと今複数校配置ということを経済第一答弁としてさせていただきましたけれども、それ以外の方法がないかということ、今からもう少し考えていきたいと思っております。例えば、その学校にはですね、学校の用務員の方もいらっしゃいます。で、あとは養護教諭とか本来業務に支障があるようなことは、これは私はすべきではない。私も校長の時に困りました。私も接客をしたことがあります。そういう状況がありますから、何とか改善したいという思いはあるんですけども、今、住吉議員がおっしゃったような形でですね、何とかこの課題は解決していきたい。ただ1校1名ということについては、今の段階で難しいという状況でござ

います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）くどいようですが、せめて小学校だけでもね、中学校であれば確かに授業が空いている教員の方はいらっしゃるでしょう。せめて小学校4校だけでも1名というのは難しいんでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）1名という配置になるとき最大のネックになるのはですね、業務量ということになってしまうんです。これは以前のように伝票の整理をしていた業務が、町としての事務職員としての量があればですね、当然1名配置でも構わないんですけど、それを教育員会の事務局で一括して、事務局に人を置いていますから、そことの関係の中でいくとですね、1名配置してもやっぱり業務量の関係で、どうしても説明ができないような業務になってしまうおそれがあると思っております。そのことも含めてですね、先ほども申し上げましたけれども、今課題があるというのは事実でございますし、本来業務に支障が出てるということも事実でございますから、その解消の方法っていうものをどんな方法があるかっていうのを、兼務とか1名配置とかにこだわらずですね、そこも、今から、ぜひ考えていきたいと、そう思っておりますのでご理解いただければと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）その改善策の検討でございますが、今年度中には答えが出るようなものなのでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）そのつもりでやっていきたいと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）続きまして、民生・児童委員の負担軽減に関する再質問でございますが、答弁をみますと、民生・児童委員協力制度導入に関しましては、先進地の事例や民生・児童委員さんの意見を参考に研究してまいりたいと考えております。随分昔にも言いましたね、いろんな議員が。なぜ海田が先進地にならんのかと。と同時にこの事例も全国を調べたら、全国もうあちらこちらでこの協力員制度を導入してるんですよ。逆にいうたらうちの海田町においては民生・児童委員の欠員状態がもう何年も続いているのに、何も研究していなかったのかと。なすがままほっぽらかしにしとったのかと思うんです

けども、そもそも民生・児童委員の欠員状態の解消をするためには、負担軽減策、これ今まで何か考えたんですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）確かに、現在の時点で、民生委員・児童委員の欠員地区が6地区ございます。議員さんここに書いておられるとおり、民生委員さんの業務量の拡大という部分で、負担軽減ということは考えていかななくてはならないとは思っております。一つの方策としてこの民生員協力委員制度というのがあるとは思っておりますが、まずその前に、民生委員6名の本来の民生委員さん児童委員さんの欠員をカバーすることが大事だということで考えております。その方面に向かっての努力を、現在しているところでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）努力しておりますいうて欠員6地区いうてまた増えとるじゃないですか。結果が出ない努力はだめですよ。で今、欠員状態を見ながら最優先、確かにそのとおりでございますが、この協力委員制度を導入されてるところも、欠員を抱えている中でやってるんですよ。ひとりではやりにくいでしょうから、協力員を前の民生委員さんをお願いします。1人じゃやりにくいでしょうけども2人ならまだいいんじゃないですかと。そういう考え方で導入されているところもあるんですよ。そんな中において海田町はいまちょっと答弁聞いてぶったまげたんです、欠員6地区というのは。なんか増えとるじゃないかと。これは町長にお伺いしましょう。なんか6地区いうて、ちょっと前3地区ぐらいじゃと思うたが、倍になったような気がするですよ、欠員が。町長こういった状況をどのようにまずお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに民生委員の方には多大な負担を受けていただいて町政に十分な協力をいただいているいうふうに自負しておりますが、地域的にですね、年齢的な構成とか、やっぱり仕事が多岐に渡った民生委員の活動を要求されるということでですね、なかなか引き受け手がないということで、今、民生委員になっていただいている、単にですね、補助的な形の協力委員をお願いするような方法も踏まえてですね、今後、今住吉議員提案のですね、協力員という制度がいいのか、また我々の町に合った、そういう協力の手段、地形的にいろいろ大都会とか中間都市とか我々の町は違いますのでそれらを踏まえてですね、民生委員等とも協議をしながらですね、協力体制をとっていきたい、こういう

ように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）その町長がときどきおっしゃる、我が町に合ったって、よく答弁の言葉に
てきますけども、この問題に関しては、どのようなものが我が町に合っていると、町
長はお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○5番（住吉）海田町の場合は、町がかなり接近してですね、いろんな面で学校とかいろ
んな施設が集中的にあるということになりますとですね、他のよその大きな市なんかは
一山越えないといけないとかいう問題もあるんですが、そういう利便性を生かした地域
のいろんな公共施設とかですね、そういう介護施設とかいろんな問題も、町内でほとん
どないものがないくらいたくさんいろんなものに来ていただいておりますが、そうこ
とを踏まえたですね、やはり海田町にあった、形のですね、協力方法とかですね、また
今ご指摘のような先進地でこういう制度があるよというふうになればですね、ぜひそれ
らも視察研修に行つてですね、取り入れる方向で、また民生委員・児童委員の方と協議
して行くような方法をとりたいとこういうように思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）事前通告でも話しておりますが、確かに自治会の方で、民生委員さん少し
は手伝いをさせてもらいよろんですよ。私らでも高齢者の見守り、自治会長を私がやっ
ているので、私と民生委員さんとあと自治会の福祉委員の3人で回りよろんですが、民
生委員さんが困るんですよね。どこまで情報出してええのか。こっちも逆に自治会に入
ってない人のことなんか全然さっぱり分かりません。そういった面において、民生委員
さんが一番手伝って欲しい部分を、我々、我々いうちゃいけん、自治会の方としては関
与できないんです。民生委員さんが情報を流すことが出来ないから。そういった部分に
おいて補佐する形で協力員制度というものを導入すれば、民生委員さんと権限ほとんど
同じなんです。今よりはるかに格段に民生委員さんの負担の軽減にはつながると思う
んですが、これ、町長、参考に研究してまいりたいと考えておりますとおっしゃいます
が、具体的にいつ頃こういった答えは出すものなのでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）ご指摘のようにですね、民生委員、進んでなるというのはなかなか勇気も
いりますし家庭的な事情もございますので、是非今年度中にですね、そういう先進地で

よい事案があれば、研究をしたりですね、民生委員、自治会の会長さんも踏まえてですね、地域においたマニュアルを作ってですね、そういった協力をいただく、とにかく一応なったら、もうとにかくある程度やめられるまで全部民生委員という形がありますので、今ご指摘のような、補佐的な副会長的なですね、そういう制度も必要ではないかというふうに考えておりますので、できるだけ早くそれ考えていきたいと思います。

○5番（住吉）住吉議員。

○5番（住吉）じゃ、続いて最後に通学路の防犯カメラの件の再質問に移ります。犯罪抑止の観点から、海田警察署と協議の上、適宜検討してまいりたいと思います。これなぞ検討になるのか不思議なんですね。警察からいわれて海田市駅周辺に防犯カメラつけなさいと言われたら、はい分かりましたいうて山ほどつけて、ところが、今全国的にこうやって通学路に防犯カメラつけているという事例が出てきているにもかかわらず、なぜ検討止まりなんか、その辺町長どのようなお考えなのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この件につきましては、防犯カメラはその設置だけではなくに、実際に犯罪が起こったり不審者が出た場合、その解析ということが必要になってまいりますが、現在、多くの自治体においても、解析自体は警察の方にやっていただいているというところがございます。そのため、私どもとしても、どこへつけるべきか、それからどの程度の台数をつけるべきか、これについては警察署と協議しなければ、町単独で付けてもその後の解析というところに問題が残っておると思います。この質問、今回複数の議員の方から出ておりますので、警察の方に、既に申し入れてあったんですが、現在の状況、警察署内における状況を聞きましたら、各課、各課によって観点がいろいろと、交通課であれば例えば交差点、それから生活安全課等ではこういった通学路、それから少年がよく集まる場所と、そういったようなところで、今署内において各課からの適地といったらおかしいですね、防犯カメラをつけるべきところを検討しているので、できるだけ早いうちに回答したいというふうに受けております。その回答を受けて、やはりどこへつけるかという具体的な検討をしたいと、そういう意味の検討ということでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）正直な話、録画された映像の解析ですね。そこを検討して防犯カメラをつけにゃならんというのが不思議なんですよ。実際これまで誘拐事件その他の犯罪なんかで、警察が防犯カメラの映像を入手した。べつにそれ行政がつけた防犯カメラじゃない

んですよね。コンビニの前であるとか個人住宅の前であるとか会社の前であるとか。別にそういった方々が警察と協議して防犯カメラをつけておるわけじゃないんです。で、今、副町長おっしゃいましたけども、課によって考えが違う、警察署のね。別にそこは気にしないでいいんじゃないですか。海田町はどこを守るのか。私が言うように例えば通学路、子どもの安全を守るためにつけるのか、あるいは別の議員の方が出されているように、徘徊高齢者を探するために付けるのか。まず、海田町はどういった観点でつけるのか。それを先に決めてしまった方が早いんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町としては、町域全体の犯罪抑止という観点からつける事になると思います。そうした場合、今議員がおっしゃいました2点以外にも、廃棄物の不法投棄防止、それから、やはり青少年の通学路ではない公園等でのたむろする、そういったところというところがあると思いますが、これはやはりいずれも警察署とどこのどの程度というところが必要だと思っております。そういう意味ではどこをと言われましたがこれは町域全体という形になると思います。これは人口密集のところだけではなしに、逆に人口が密集していないところというところがあると思います。で、個人企業の場合にはそれぞれ自分のところで何を守るかというのが、もとの主目的があってそれにたまたま映っていないかどうかというところで警察が捜査依頼をしますが、我々行政の場合には、犯罪抑止という部分で、警察と同じような形での設置になると思いますから、この部分については我々が数多く付けるというよりも、どこに付けるべきかというところを、よくよく警察の方と協議したいというふうに思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）今の答弁を聞いて、町としては防犯カメラの設置に関しては、優先順位をつけないと、それこそ不法投棄の監視まで考えて設置を考えていくということでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この後、警察との協議で必要箇所が出ました場合には、もちろん財政的問題はございますが、ある程度優先順位というよりは、全体をいかに取りつけるかということを考えてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）まあ、不法投棄の監視も大事でしょうが、それと、子どもの安全を同列に

扱う、はたして町長、それでよろしいのでしょうか。要は不法投棄の監視と子どもの安全を守る、それを同列で扱うということではよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど申しましたように、優先順位という考え方で、どれをというんではなしに、いずれも必要なものだというふうに考えた上での設置ですから、そういう意味の犯罪抑止ということでは同列だと思いますし、当然そういった子どもが事故に遭わない事件に遭わないいうところで、必要な箇所というのは警察の方から提示があるのではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）ちょっと警察からの提示言うのはいつ頃なんのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど申しましたように、申し入れから時間が経っている中で、今回の質問を踏まえてのあれでは、署内の協議が間もなく整うというふうに聞いておりますから、そう遠くない将来だと思っておりますし、もしそれが長引くようでしたら、例えばその今出ているそれぞれの場所、それぞれ出してくれといった形で、こちらからも働きかけをしたいと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）では最後に確認ですが、できるだけ早くやるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）できますれば、来年度の当初予算に間に合うようにもしくはその途中で何らかの補正ができますもんなら、そういったような対応してまいりたいと思っております。

○5番（住吉）終わります。

○議長（久留島）9番、西田議員。

○9番（西田）9番、西田です。浸水対策についてお伺いいたします。最近、台風や頻繁に起こる局地的豪雨、その回数は増し、浸水への対策は待ったなしでございます。浸水対策に関して、今年6月の定例会において、雨水整備計画や水路などの整備に関して質問をいたしました。その矢先、7月7日の集中豪雨により、曾田地区である、竹貞分区の一部に水路からの越水と思われる道路への冠水があり、通行を規制する事態が生じま

した。この竹貞分区の雨水整備は、平成2年に都市計画決定がなされ、大きな計画の変更が平成23年に決まったばかりです。この計画は平成25年度に一時的に大容量の雨水が確保できる竹貞雨水貯留管を新設しました。しかし、今回の道路冠水はその新設した貯留管の付近で発生し、その効果が疑問視されるところです。このことから、計画に示されている平成27年度の竹貞雨水第1ポンプ周辺整備と、平成28年度の竹貞雨水第1ポンプの取り替えの予定を急ぐ必要が考えられます。災害に強いまちづくりの推進を掲げる第4次海田町総合計画に沿っても、緊急に、水路の整備と排水ポンプの増強や一時的に貯める貯留管の新設が必要と考えられます。以上のことから、浸水対策として、都市計画決定されている竹貞分区の雨水整備に関して、次の質問をいたします。1、水路の整備に関して、その形状や閉塞及び水量などの点検をし、早急に整備してはどうでしょうか。2、ポンプの増強に関して平成28年度実施予定の竹貞第1ポンプの取り替えとその周辺整備を前倒ししてはどうでしょうか。また、竹貞第2ポンプの新設と周辺の貯留管整備はどのようになっていますか、お伺いします。3点目、雨水貯留管の増設に関してはどのようになっていますか、お伺いします。4点目、都市整備計画の決定がなされている浸水対策の想定条件や目標達成に向けた雨水整備計画の全容及びスケジュールの詳細はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に答弁をいたします。浸水対策についての質問でございますが、第1点目については、雨水の計画は、現況水路を調査し断面等を決定しております。未整備の区間につきましては、被害状況等を見ながら順次整備を検討してまいります。2点目については、既存の機能を生かしたまま工事を行う必要があることから、渇水期に施工する計画としております。平成27年度に流路工とポンプ井を施工し、平成28年度にポンプの据え替えを行います。工程を考えると、2か年での施工が適切であると判断しております。また、竹貞第2ポンプ場につきましては、海田東公民館との併設になりますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。3点目については、竹貞第1ポンプ整備後の冠水状況等を見ながら、施工時期を決定したいと考えております。4点目については、本町の雨水計画は、確率年数7年で策定しております。雨水の整備計画ですが、費用対効果の面から、当面は状況を見ながら、未整備区間の整備を進めることにしております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田） それでは、第1点目の再質問に入ってまいります。私が調査した結果の中にですね、浸水対策の新たな展開というのですね、国土交通省からこのようなレポートが出ております。その中にですね、都市型の浸水対策の推進に関して、ハード対策とソフト対策というのが出ております。その中に、管渠、それからポンプ場の新設もしくは増設、それから、流出制御に関しては、貯留施設、それから浸透施設、そういったものを設ける。それから、施設の有効利用、ここ大事なところなんです。管渠施設のネットワーク化、要するに管渠がうまくネットワークされているというのが重要ですよということが書いてあります。もう一つ、ソフトの対策面においてはですね、こういうことが出ております。貯留施設のリアルタイムコントロール、これを進めてはどうかということが出ております。リアルタイム、要するに貯留管が、貯めるだけでなくでですね、それらをうまく排出する、それらを含めて、今から貯留管がどんどん出てくると思いますが、そういったものをリアルタイムにコントロールする必要があるというようなことが書いてあります。それから、情報提供としてはハザードマップの公表、これは現在されておりますが、それと、今回の災害でもございましたように、雨量の情報提供、これは非常に重要になると思います。それに関してはですね、もう少し詳しく国土交通省が出しておりますが、先ほどちょっと出ておりましたが、監視カメラ、これはですね、浸水監視カメラという形で、既存のカメラ、防犯カメラ、それから防災カメラ、それから道路とか河川、そういったところのカメラのですね、情報を一元化して対策してはどうかというような提案も、このレポートの中に出ております。そういったものの観点と、もう一つは先進地の事例をちょっと紹介しておきますが、これは静岡市が出しております浸水対策推進プランというのをを出しております。その他、いろんな市町で出ておりますが、このプランにはですね、ボトルネックの解消、要するに水路の狭まった所の解消、それから、側溝の改良または雨水枡の増設、そういったものをですね、いろいろ事例を持ってプランを練られております。その改善も含めてですね。そこでですね、そういった国交省とか先進地の事例を今紹介させていただきましたが、1の水路に関してですが、スムーズに流れることを確保するというのが非常に大事だと思います。今回の場合も、スムーズに流れたかどうかは私実際に検証しておりませんから分かりませんが、そのすぐそばには貯留管がありまして、その貯留管の中に、一時水量を確保するように、25年度に実際やられてるわけですね。その効果が現実に見えてないようにみえるんですよ。あその貯留管でですね、ある程度貯めることができればですね、今回のよう

なことが起きてない。またはですね、水路の中に何かごみが溜まって閉塞する、もしくはですね、狭あいですか、狭まったようなところがそういったところが現実にあったんではないかというふうに思われるんですよ。そのボトルネック等ですね、実際の調査も、今回の場合、特に広島市の場合も検証、検証という言葉がよく出ておりますが、うちの場合もですね、きちっと検証していく必要があるというふうに考えるんですが、その点はどのような形で、検証できていくのかどうか、今後に向けて、そういったものの、要するに状態を把握していくかどうか、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）まず、現況の検証でございますが、計画策定のおりに高さ、または断面、そういったものを測定しました資料がございます。それをもとに計画を立てていってはおりますが、例えば現状に田に充てる水をとるための関板をしておるという状況もあるかと思えます。今後、そういう観点から、水路を検証してですね、計画に反映していきたいというふうに考えます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）まず、今のボトルネックですね、そういったところ、狭いところですね、そういったところを今から調査されていくということで、よろしくお願ひしたいと思えます。2点目、竹貞第2ポンプの設置というのは、これは随時公民館のことも踏まえながらですね、進めていくというふうに答弁があったわけなんです。第2ポンプ、要するに東公民館の前の三迫川に多分排出されると思うんですよ。で、三迫川に排出されると、三迫川から今度はずっと下って、瀬野川へ合流するわけですよ。その間に、三迫川の水位が上がってくる可能性が出てきますよね、今、私もいろんな災害時にですね、川などを調査させてもらっておりますが、あすこの東公民館から瀬野川の区間のところが、非常に危ない、越水するような状況がうかがえておるわけなんですね。その状況があるにもかかわらず、第2の方が今設けられてる、計画がなされておるんですが、それよりもまず第1段階として、今回私が提案させてもらってるのは、第1ポンプのところですね、瀬野川との、近いところに排水を行って、なおかつその能力を上げていくというのが非常に重要で、先ほどの説明の中では工期が間に合わないというふうに言われたんですが、現実にはですね、この前の広島の大規模土砂災害においても水路の確保が非常に重要であるというようなことを、報道機関が報道されてましたよね。河川含めてですよ。だからそういう意味からすると、その確保をまず第1に優先しないといけない。そのため

にもですね、今の工事日程をできるだけ短縮していただきたいというふうに思うんですが、それ短縮はできないでしょうか。先ほどからいろんな質問も出てますが、今年度中にいうような回答も出てきております。こういったものは特に、今、災害起きてる現状がございます。今から9月に入って台風そういったもののシーズンに入ってきますので、それらを考慮しながら、どのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、まず工事におきまして、一番最初に考えなければいけないことは、既存の水路をそのまま生かしたり、ポンプは機能はそのまま維持しながら工事をするというのが、まずここは肝になるというふうに考えております。そういう中で、雨が、できるだけ、降る確率が低い時期、この時期に既存の水路を掘ったり、構造物を据えたりという作業をしていくのが一番安全面ではよかろう、ということをまず考慮しまして、工期の設定をおおむね10月以降ということで、まず工事期間を考えました。その中で、作業しなければならない内容等を精査して検討した結果、今の計画どおりに、27年度までに流路工とポンプ井を整備しまして28年にポンプの据え替えをするというのが、一番安全面でも理想であろうというふうに考えた結果でございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）今、設計の範囲の説明を受けた訳なんですけど、設計は、現段階でもできるわけで、この4月からでもできとったはずですよ。設計自身は。だから、それを早く前倒してはどうかということをお伺いしてるんですよ。机上でから設計するわけですから、当然、早期に可能だと思いますね。その対策に関してはですよ。だから、それにと、実際に実行をどうするか。それはどういうんですかね、端境期にやらないといけないということは考えられると思いますが、設計自身はどんどん早くしていったら、それは間に合うようにする。今回の場合、特にそういった事態が起きとるわけですから、非常に重要な問題だと思うんですよ、この問題は。これはここの地区だけじゃありませんよ。水路に関しては、それ以外の地区、いろんな、三迫地区、唐谷川地区、こういったところ含めてもですね、非常に重要なことだというふうに考えられるんですが、もう一度お伺いしますが、机上のインサイドのプレーは、まず早くできるんじゃないかと、それに基づいて端境期に工事したらどうかということをお伺いしてるんですが。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今、課長申しましたように、インサイド、我々のところですね、

設計できるところは、極力、そういったところは早く取り組んでまいります。しかしですね、施工面、施工面で現況の水路を使いながらとか、現況のポンプを使いながらという、どうしてもですね、コントロールすべき期間というのを考えますと、どうしても2か年は必要になってくる。施工時期にちょうど雨が降らないときにやる。渇水期にやる、そういったことも含めますとですね、どうしてもそのところは2か年の工程期間が必要であるという具合に考えています。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）ということは、今年度も含めて来年度もそういった、災害に対しての予防はできないというふうに理解できるんですが、そこらはどのようなお考えで、そういった計画にされているのか、2か年間放置する状態、そのままでしょ。これは早く対策を打って、それも基本的に優先順位が上がった状態の計画でしょ。だから、どんどん進めていかないといけない現状があると思います。それは何か施設と併用して何かしないといけない、対策を講じないといけないというものがあればですね、それはその施設との関係の調整も必要だと思いますが、今回の場合は、そこに一点に絞られてるんですから、それ以外の影響はないわけでしょ。土地も購入できてるはずですから。そういう意味からすると、もう少し善処する考えはないんでしょうかね。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今からさまざま検討はしてまいります、短縮できるところはですね、短縮して、そういった未然防止に取り組んでいきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）じゃあ、次に3点目なんですが、これは、現段階の貯留管に関してはまだ1か所しかございませんので、まず、数箇所のコントロール、リアルタイムにうまく調整しながらというようなことはまずできないと思いますが、次の貯留管ができるまではですね、だから、実際に貯留管はもう設計されている、現段階で設計図の中に入ってますよね。何箇所かは。その貯留管のネットワークいうのをきちっととらないといけないというのと、この国土交通省が言ってるですね、リアルタイムで何かを制御しないといけない。今回の場合、特に、貯まって小康状態が起こったときには排出するとか、こういったことを、人的に、それも必要ですよ、人的にできりゃあ、人的に、見ながら、直接的に作業できれば、一番いいことだと思いますが、そういったところのですね、やっ

ぱりリアルタイムに情報がとれるまたはリアルタイムに対処ができるようなことを現実にはしないと、今回のようなことではですね、実際には交通規制は起きとるわけですよ。この間、道路は通れませんよ。企業の方にも迷惑かかってるわけですよ。だから、そこらの対応をやっぱりきちっと精査してですね、進めていく必要があると考えるんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）まず貯留管の排水の運用でございますが、現在、水位計を設置しております、自動運転になっております。ですが、ご指摘のような現象が起こるのであればですね、例えば数時間後に、雨が降るから先に空っぽにしとこうという配慮に対しては、自動運転が、切り替えが可能ですから、そういう情報をにらみながら、今後運用に生かしていければというふうにいうふうに考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）特に、今回再質問させていただいたのはですね、そういった気象予報も含めてですね、ある程度情報、入ってきてますよね、行政サイドには。そういった、要するに予報も含めて、やっぱりリアルタイム、リアルに対応していくという、まあリアルタイムに制御するというのも一つの方法だと思うんです。人をそこに張りつけるというのも一つの方法だと思いますが、どういう方法がいいのか、要するに、瞬時に対応できる、それだけの大きな容量が貯められる容量を持つとるわけですからね、一旦貯めとって小康状態になれば外出しておけば、また降り出したら、またそこへ貯めることが可能なんですよ。そういう対応は今後しっかり検討していく、今後いうたらあれでしょうから、9月もありますから、台風シーズン、今現実には9月ですが、台風シーズンに入ってきてる状況ございますので、そこら辺はどのような形で対応されていきますか。お伺いします。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、実際雨がどの程度降るかとかいう条件がいろいろまちまちでございますので、どうしても現況対応といいますか、そういうことに力を注いでいくしかないというふうに考えておりますので、雨の情報、それから現地へ行って、例えば水の貯まり具合、水路の水位、そういうものも勘案しながら、運用面を確立していければというふうに考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）それで、さっきのカメラの、災害の監視カメラの件なんですが、そういったものも現状もうかがえるわけですね。うかがえます。そういったもののカメラの設置、先ほど副町長の答弁の中にもあり、町全体で防犯も、防犯もですよ、防犯も災害も道路も河川も、そういったカメラ、監視カメラ、それを一元化しながら情報がキャッチできるような、これはすぐできるかどうかは別としてですよ、そういった方向のものをやっぱり現実には模索していかなといけない状況にあると思うんですよ。その点はいかがでしょうかね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほどの防犯面に関しますカメラについては積極的に取り組んでいきたいと思いますが、議員おっしゃいました場合には、受像をどのようにするかというところで、非常に課題があると思いますから、現状では、水位計があるところ、そういったところは、ある程度遠隔からも観測できますが、そうでないところについては、職員をもって監視にいかせると、この方法で当面は凌いでいくしかないのではないかと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）特にですね、監視カメラ等、今回の広島市の災害等も含めてですが、監視カメラは、今回即時対応しとるわけですね。監視カメラの有効性は随分認められておるんですよ。こういう浸水とか災害とか土砂災害とか、そういうものを含めて。だから、そういったものはやっぱり、ある程度一元的にプランニングしながら進めていく、これも大事なことじゃないかと思いますが、副町長、いかがですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）災害対応のカメラの場合、これはリアルタイムに映像が必要になると。防犯カメラの、事後で映像を取り出すのと違いまして、とすると、現在、その災害対策本部をこの役場庁舎に設置いたしますから、この役場庁舎において映像を必要とすると。そうした場合設置しましたカメラからどのような形でというと考えましたら、現段階で監視カメラは、水道で、蟹原の取水のために設置しているケースがございますが、こういった場所ならいいわけですが、これも、そのカメラから蟹原浄水場までのそう長くない区間を有線で結んでいると。そうすると、とてもこの町内を今無線で飛ばすということも難しいと思いますから、今言いました、リアルタイムにここへ映像を持ってくるという手段がない以上、やはりカメラよりも、職員をして、それぞれ必要な所を監視

させるという方法で凌ぐしかないのではないかと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）今私が申し上げたのは、要するに、管理をある程度一元化、要するに防犯のカメラもあるわけですよ。早いか遅いかの問題だけの話を今議論しておるんじゃないんですよ。その情報をどういうふうにみんなで共有しながら、そういう災害の対策、防犯の対策、河川の増水の対策、道路の状態の対策とか、こういったものを、見ていこうというのが監視カメラと、将来的にですよ、やってくるべきことじゃないんですかね。だから、その第一歩としてでも何かすべきじゃないかというふうに伺っているわけなんです、いかがですかね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、現在考えております防犯カメラにつきましては、カメラ自体に映像データを保存し、何か起こったとき、そういったときに、映像データを取り出すという方法を考えておりますが、災害の場合にはそれでは間に合いません。リアルタイムにその情報が必要になるという場合には、カメラから受像装置を備えた場所へ、その映像を飛ばす必要がございます。有線、無線を問わず。そうした場合にはその情報が必要となりますのが、この役場になりますから、それぞれ今から設置していく予定のカメラとこの役場を結ぶと、そういった手法がすぐには取れないというふうに考えておりますから、やはりそういった目視情報につきましては、職員または消防団の方に、それぞれの現場に出ていただいて、無線によってその状況を報告してもらうという、現在のやり方で凌いでいくしかないのではないかと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）同じ答弁が返ってきますので、これは国交省がですね、こういった形でやってはどうかということも、実際に実現に向けて進められておるわけですから、そこらしっかり研究してもらって、また、改善された答弁を伺いたいというふうに思います。で、重要なのもう1点、ゲリラ豪雨の今想定は、どのくらいの量を想定して、雨水対策整備ですね、をされているのか。いくらぐらいを想定されているのですか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、今、海田町の雨水整備計画は7年確率の降雨で計算をしております。しかし、ゲリラ豪雨というのは、局所的に短時間に大量の降雨が発生するという性格のものでございますので、これが海田町に降ったらという想定はしてないんで

すが、非常に、既存施設では厳しい対応になるんじゃないかなというふうには想像はしております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）7年サイクルじゃあ分からないんですよ。どのくらいの雨量が発生するのを想定しながら計算されているのかということをお伺いしているんですよ。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）時間49.6ミリの降雨に対応できるような計画にしております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）これは検証になるかも分かりませんが、時間49.6ミリの想定の中で、今回は町長の説明の中にもありましたが、10分で、10分でなんぼういうて書いてあったんですかね。説明されたと思うんですが、それはその範囲を超えているのかどうか、想定範囲なのか想定範囲外なのか、貯留管ですね、新しい貯留管を、今新設した、その容量も含めてですね、いかがでしょうか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）ご指摘の日の降雨はですね、1時間当たり35ミリを観測いたしております。その中で、町長説明であったのは、10分間を切り取って、15.5ミリという観測結果が出たということでございますので、下水道に関しましては1時間当たりで換算しておりますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）理解はできているんですが、それが、想定範囲の1時間当たり49ミリの範囲の以下のものなのか、以上のものなのかということをお伺いしているんですよ。それと、今回新しく施設をつくったのにもかかわらず越水しとるわけですよ。そこらの関係が、どのように、もう何日もたってますから検証できてると思うんですが、そこらの検証結果はどのようになっていますかね。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、まず当日の降雨は計画降雨量以下の35ミリでございます。それから、検証でございますが、ここに貯留管をつくった効果というのは、そこに水が実際1,000トンですが、貯まったわけですから、その効果は十分にありました。もしなければですね、道路上に、1,000トンの水があふれ出すという現象が起きたかと思うので、まずは効果はあったというふうに検証しております。しかしながら、下流の整

備状況にもよるところがございますので、この貯留管がいっぱいになったという点だけをとらまえずに、全体の計画どおりに推し進めるということが一番重要だというふうに考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）だから、後先になりますが、要するに水路のスムーズに流せる方法のものを具体を早く処置しないといけないのが、今回初めて、できたんじゃないですか、想定以内のものであってもかかわらず、そこに貯めて対策を講じたにもかかわらず、水路から越水しとるわけですから。そういう状況があるわけ、現実にあって通行規制をかけたわけですから。だから当初の計画は良かったかどうか私も分かりませんがね、検証していないから分かりませんが、だから、どっちの順番が先なのかいうのも、何か今回ものすごく疑問に感じるんですよ。だから先ほどから、質問させてもらってますが、ポンプのところとか周辺整備とか水路、それから今言ったように、狭あい部分、狭くなってる部分とかですね、そういった部分を解消することも、極端に言うたら、並行してやっとかんと、その貯留の効果もなかったと判断されても仕方ないような、私は気がするんですよ。それを含めて、最初に戻りますが、どうされますか。水路の部分、狭あい部分も含めてですね、そういった整備も、それから、一時的に貯める池とポンプですか、それをどう、早くされますかされませんか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）まず、狭あいのところ等々でございますが、やはり最初の町長答弁でもありましたように、未整備区間があることは確かでございます。また、そういったところは水路のところの、水路も兼ねておりますので、どちらかというところ、枝葉のところはまだ手が回ってないのも事実でございます。そういったところはですね、今後、最初の答弁でもありましたが、順次整備の方を検討してまいりたいという具合に考えております。また、その他のものについてもですね、できるだけ工期、設計等の短縮ができるものについてはですね、短縮を図るように検討いたしまして、災害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）それで、今の貯留管の投資ですね、何億か入れてますよね。それと、水路の未整備の整備、その順序がどっちが優先かいうのは私も分かりませんがね、その水をはくための有効的な処置、それと今回のお金を入れた処置、ここらの関係が、私も見え

ないんですよ。だから、そこらも含めて、今後はですね、お金を入れるところ、入れた結果、その水をはける効果が現れるようなところ、そこらがまず一番に優先順位に上がってこんにゃいけんと思うんですよ。特に、吐き出すところは当然一番いるんじゃないですかね、ポンプというのは。その水路も含めて、そこらをやっぱりきちっと進めてもらわないといけない。何べん質問しても同じような答弁が返ってきますから、まあ善処されるということですから、しっかり善処していただきたいと思いますが、それともう一つ、国土交通省がですね、いろんなプランを出しとるわけですよ。それから、先進地もですね、いろんな、水害対策プランとかですね、そのほかには水路の設計なども、私ちょっと調べてきたんですが、集水路においてのどのような形で水を呼び込んだらいいとかですね、こういったレポートが出ておるわけですよ。研究発表も含めてですね。ここらを含めて、早く、早急にですね、ここらを研究、まあ、されとるとは思いますが、しながらやられていく、これ最後にしますが、お考え、それと、町長、今お話ししましたね、どこにお金入れたらいいかいうのと、それから流量をどうやって測ったらええか、しとると思いますので、町長のお考えをお伺いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに下水道といいますのは、今の排水の問題でも海田町にも瀬野川、河川の問題を含めてですね、大体、田んぼじゃったところをほとんど埋め立ててほとんど住宅街ができたということから踏まえてですね、非常にそういうことについては、過去にもいろんな皆様方にも迷惑をかけた経緯がございます。今、ご指摘のような県とかですね、国交省のいろんな指導を受けながら、海田町の体系いうんですか、地形に合った、排水の状況を踏まえてですね、特に、一番末端になる尾崎川の排水ポンプが一番ポイントだと我々考えておりますから県の方にも十分をお願いをしておる経緯がございますので、ある程度ですね、今、東広島バイパスの地下にボックスカルバートがかなり普及できておりますが、なおまだですね、先ほど副町長が話をしましたようにいろんなところからまだ、そこへ入ってくるですね、水の量の問題も踏まえてですね、いろいろ知恵をいただきながら、検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）今、町長が言われたようにですね、うちの町に合った、これは今変わってきておるんですよ。昔の状態は、地下にかなりとっていただいとったわけなんです。ところが今宅地開発でですね、どんどんと貯めるところがなくなってきたる現状も踏まえ

ながら、やっぱりその水路の対策、いっさんきに全部それが集中して、今あふれ出てきておるわけですよ。下に行かない、横に貯めるところもない、そういう状況が今現状あるわけですから、そこをしっかりと踏まえてですね、この対策を早急に講じていただきたいと思います。じゃ、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は 13 時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 32 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

15 番、佐中議員。

○15 番（佐中）15 番佐中です。高齢者対策についてお尋ねをいたします。自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり、人生を尊厳を持って過ごすことは、介護の必要の有無にかかわらずだれもが望むことであります。しかし、現実には家族や親族などが高齢者の人権を侵害する高齢者虐待が問題となっています。高齢者の中には、つらくとも不満があっても、声を出せない人がいます。高齢者虐待は、暴力的な行為ではありません。暴言や無視、嫌がらせ、必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの行為、あるいは、勝手に高齢者の財産を使ってしまうなどの行為が含まれます。例として、重い認知症の母親を抱えて、数年間介護を続けてきた息子は、ほかに、だれも介護を支える人がいないため、介護ストレスを抱え、殴るけるなどの暴力を振るっていた。徐々に日常の世話も不十分になり、脱水症状と栄養失調を引き起こし緊急入院した。もう一つの例は、息子と 2 人の母親は、息子の介護を受けながら生活し、息子が早朝から勝手にお金を引き出し、パチンコに通う毎日、食事も 1 日 1 回だけ、コンビニ弁当を買い与えるだけという生活のため、健康状態は、寝たきりに近い状態まで悪化した。以上のような例です。平成 18 年度に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律が施行されております。そこで具体的にお尋ねをいたしますが、このような高齢者虐待、また一部かもしれないけれども、長期の虐待によって家がいやになり、行方不明につながるおそれがあります。これらを軽減する対策を強化する必要がありますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。二つ目に

は、高齢者虐待、また、長期の虐待によって家がいやになり行方不明化につながるおそれがある。このことについて、これに関する対策協議会を設置することを提案をいたしますが、見解をお尋ねいたします。続いて、庁舎移転と住民投票についてお尋ねをいたします。昨年の 12 月議会で、庁舎の移転場所を決める住民投票条例を可決をし、そして 3 月には 180 日以内を来年の 3 月 31 日までと、一部修正をされ、予算も計上されました。具体的にお尋ねをいたしますが、町長は、実施時期について明確に発表されておられません。いつ町民に説明をし、いつ実施される計画ですか、再度お尋ねをいたします。二つ目には、これまでの答弁では、J R の高架事業の推移を見ながら、云々と発言をされておりますが、私から見れば、消極的な態度で、このままでは住民投票を実施しないということにもなりかねない。もし住民投票を実施しなかったら、条例違反となりますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。続いて、J R の高架事業に関する県の責任についてお尋ねをいたします。町は 7 月 16 日、第 1 回目として広島県と海田町の協議会を持ちました。17 日には、概要について、協議内容の文書をいただきました。一つは、県からの説明、二つ目には、町の意見、三つ目には、協議で双方が確認をしたこと、四つ目には、次回協議に向けた双方の共通認識です。そこで具体的にお尋ねをいたします。これらの協議をすることにあたって、見直し案を前提に協議をしているのか、していないのか。我々は不明確である。これまでの議会での質問や質疑、報道関係での記事では、見直し案を前提に協議はしないということを認識しておりますが、これは問い詰められての発言であります。町長は、だれからも問い詰められない自らの発言として、J R 高架事業は見直し案を前提に交渉や協議をしない、という態度を示すべきですが、お尋ねをいたします。二つ目には、協議会を何回かされますと、県は、実績としてカウントし、数回重ねると知事や執行部、また、県議会に報告をして、海田町は自分のエゴで県全体のことは考えていないなどとして、一気に次に進むおそれがありますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁をいたします。まず、高齢者対策についての質問でございますが、1 点目については、平成 20 年度から高齢者虐待防止ネットワーク運営事業を実施し、安芸地区医師会、警察、民生委員、介護保険事業者などと協力体制をとって、高齢者虐待の予防と事案の対応に努めております。2 点目については、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置して、高齢者虐待の防止と対応についての検討す

る場を設けております。今後とも、地域関係機関と協力して、高齢者虐待の早期発見、早期対応、再発防止に尽力してまいりたいと思っております。続きまして、庁舎移転と住民投票についての質問でございますが、1点目については、広島市東部地区連続立体交差事業の状況が不透明であり、住民投票の実施は、今後の状況を見定める必要がありますので、住民投票及び住民説明会実施時期については未定でございます。2点目については、条例で定める期日までに、住民投票を実施できるよう、引き続き、県に対し連続立体交差事業の現計画どおりの実施を求め、早期解決に努めてまいりたいと考えております。続きまして、J R 高架事業に関連する県の責任についての質問でございますが、1点目については、J R 高架事業は見直し案を前提に交渉や協議を行うものではございません。2点目については、県が町の意向を無視して一方的に変更を進めることは難しいと考えております。今後も引き続き、現計画での事業の実施を県などに要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）一番目の虐待の問題ですが、虐待法に基づいて、町はそれなりに対応されておられます。私今回この質問をするにあたってですね、調べてみると、認知症というのは治療をすると、治る病気なんですね。もともと認知症というのは、一定程度の知識を持って、それが途中から変わってくるから認知症という称号というんか、名前をつけられておるわけですが、そのためには早期診断であるとか、あるいは、いろんなこう対応があるわけですが、そういうものを踏まえてですね、町が、これ以上に対応すべきだということに思うんですね。というのが、私の質問の中にも書きましたけれど、盛んに最近は行方不明者が出てくるというね、そういうのを聞くと心が痛むいうんか胸が痛むような状況なんで、また、ひとり暮らしの人が亡くなって何日かたつとかいう、そういう経過があつてですね、非常に心を痛めるわけですが、少しでも、あるいはひとりでも、そういうのをなくしたいっていう、あらゆる面からですね、対応が私はいろいろ努力をされておるんだと思うんですけども、しかし、現実にはそれがなかなかいってないと。ここら辺の努力をね、私は惜しむべきではないということに思うんですが、その辺はどうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）虐待事例とか行方不明高齢者についての予防策として、認知症対策は大変重要だと思っております。今年度から物忘れプログラムを活用しまして、認

知症の早期、その後の対象の方を、教室に来ていただきまして、予防活動というのをやっております。そのところを重点的にしていきながら、認知症予防対策も進めていって、このような虐待事例等、出ないように努力してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろあるんだけど、かなりのところで努力されているという答弁がありましたが、ちょっと具体的にお尋ねしますが、例えばですね、虐待の問題で、暴力を受けている、あるいは、ひょっとしたことであざがあるとかですね、そういうことであるとか、お金を年金をずっとこう取られておるとい、こういう事例があった場合は、どこでどういう対応するのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）議員さんが言われた事例があった場合には、今までの経験からも、介護支援専門員やそれから、本人や家族からの相談がありますので、そこは町として、地域包括支援センターを中心に受けて、その処遇について虐待かどうかを検討会を設けまして、で、その方針に基づいて対応しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）これはですね、老人福祉法による虐待問題への対応ですね、これは、町としてはどういう、もうどういうん、規則いうんか条例いうんか、これはどうなってるんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）町といたしましては、虐待防止のネットワークの要綱を定めまして、その要綱に基づいて対応しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）分かったような、分からんような、私は受け取るんですが、そういう例もあろうし、難しいところがあるんですが、一つね、気になるのは介護を受けたいのになかなか介護を受けられないような状況も、虐待の中に入るというように思うんですね。そこから、どういうん、道が分かれて行くいうんかね、もう家族がほっとく、本人は受けたい。そこで治療したらかなりの成果があつてですね、将来生き生き過ごせるとい、そこはもう包括支援センターの方が中心だろうと思うけども、そこら辺のわずかなところでね、大きな将来にわたって道が大きく振られてくるというふうに思うんですが、その辺はどうなってるんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）介護を受けたくても、受けれないネグレクトの方に対しましては、家族への支援ということを中心に適切な介護サービスを入れていくように、介護力が望めない場合については、施設入所を含めた分離という方向をとりながら対応して行っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）じゃあ次へ進みます。2点目の庁舎の移転と住民投票についてお尋ねをいたしますけれども、今までの答弁、今の答弁でも明確であります、JRのそういう高架の推移ですね。今後の状況を見極めるという答弁ですが、私、今ここ、条例案、条例案じゃない条例を持ってきたんですね、住民投票条例、全くそのことは書いてないんですね。条例のそのものの目的は、この条例は本町の庁舎建設場所について町民の意思を確認することを目的とするという。これをお認めになって、日にちはそれでは間に合わないことから、6月から来年の3月31日までなされた、私はこういう今までの町長の答弁、条例で決めた住民投票条例ね、全く目的より逸脱しとるんですよ。本来であれば、住民投票するかあるいは予算も何もつけたんですから、実施すべきだと思うんですけど、これなぜできないのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今までも答弁を繰り返しておりますけども、住民への説明が十分にできないということから、現段階では、住民投票まだする時期ではないというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）そのことは承知をされて、3月31日まで、来年のですね、延ばされてきたわけです。一番の問題は、住民投票するかどうかじゃないんですね。庁舎の移転場所を決めることが目的なんですね。ですから、住民投票しなくても、議会の大多数を了解を得れば住民投票しなくても済むわけですね。そういう面から見ると、町長の決断次第ですが、やっぱり今でも町長は、駅南口を主張されているのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この件については、毎回議会でいろいろ質問いただくわけですが、連続立体交差のために庁舎移転というのが、当初の県と町とのという考え方について、私は一辺倒変わることなくですね、現計画をやっていただくという条件のもとにずっと

続いてきてますので、そういう意志に全然変わりませんので、毎回の議会で答弁したとおりですね、現計画で県が連続立体交差をしていただける、それによって庁舎の位置の考え方は今までと変わってはおりません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）理由はね、いろいろつけねばあるわけですね。しかし、純粹に住民投票条例を可決をし、議会の意思からみれば条例違反だというように私は決めつけていいと思うんですよ。もしこれが実施できないということになればですね、来年の3月31日までに、翌年度に延ばすという考えなのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今後の県との協議状況を見ながら適切に計らってまいりたいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）この問題についてね、今までも何回も繰り返してきましたが、こういうことをしているから、広島県が足元を見てですね、いろんな財政難を理由に、我々が思っていることがなかなか実現をしないというね、そういう問題について、私非常にね、不満も抱えておるんですよ。早くてきぱきやって、そして、広島県に交渉する。何の障害もなくね、これがどんどん進むことによって、その事業は進むというように私は考えるんですが、なぜできないのか、それをお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）連立事業の行方が不透明な段階では、住民の方が適切な判断ができないというふうに考えて、現段階ではまだ実施できないものと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）そういう考えは、意見が分かれるとこなんです、今までもずっと、正直言って我々の方は、私を含めて何人かの議員ですね、JRの高架事業に障害物がある、庁舎のことですけれども、それと何箇所かあるんでしょうが、それがあから県もそういうね、みておる。町執行部の方は県が見直し案を出してきたから、その推移を見ながら庁舎の移転、しかし、庁舎の移転場所を町がですね、思い切って、もうかれこれ7年、この問題を審議してきたわけですから、もう決着をして、建つ建たんは、将来のことですから、場所だけでも早くね、決めると。そして、何の障害もない、県と交渉するということは考えられんのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現段階で、県の方は今回の見直しに至った理由は、あくまでも県の財政状況ということで、庁舎の問題については一切触れてきておりません。そういう中で、今申しましたけども、庁舎の移転が必要かどうかというところについても確定してないわけですから、現段階で、移転場所を決めるという住民投票は時期尚早だというふうに判断しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）何回も同じことで水かけ論になりますから次に進みますけども、7月16日に第1回目、広島県と海田町の協議を持ちました。私は海田町民にとってね、今一番の問題は、災害から町民を守る、安心安全のまちづくりですね、二つ目にはやっぱりね、ここ20何年対応してきたJRの高架事業の問題ですよ。広島県と7月16日に協議した中身をですね、議員にだけは、それなりにメモ書き程度で配られたんですね。なぜ今日の行政報告の中にそれがないのか、私は不思議でならんのですがなぜなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）7月16日に行いました協議は、あくまでも、事務的な協議という形で、従来の行政報告に載せてきている事項と比べましたときに、町長が、これが例えば町長が、副知事と何らか行って、何らかの方向が出たというんであれば必要なことかも分かりませんが、一定の協議を私が行ったというところにおいては、行政報告で示す必要はないというふうに判断をいたしました所でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）水面下で、いろいろ県とすり合わせをする。私どうもね、ここで非常にこの不安を持つんですよ。というのが、見直し案に対してですね、今までやられてきたあの、事業の目的であるとか会議の目的の中に、公共事業を取り巻く環境であるとか、現計画の実施方法の検討とかいう協議をされておるんですが、そういうことをやる場合にですね、先ほど、質問の中でも言いましたけれども、協議内容について、見直し案を前提としないというね、そういう大きな歯止めですね、これがないためにいろんなことが右往左往するわけですよ。そのことによってもの凄く不安をかき立てられるんですね、我々の方も。町長自ら協議する場合に、今の見直し案、昨年8月20日ですよ、県が示したその案には、もう絶対ねえ、それ協議の舞台に乗らないという明確な答弁があって、私は、いいと思うんですがね。あるいは、町の姿勢の発言ですよ。これがない

ために、いろんなことが行ったり来たりしよるわけですよ。それはどうなんかお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今ご指摘のように昨年の8月20日に県の方から見直し案をいただきました。それもですね、とにかく私は、初めから申し上げておりますように、一貫として見直し案は一切受けない、という強い決意のうちにですね、もう、それ以外ですね、そういう見直し案には一切乗っておりませんし、断じてですね、見直し案は受けんという覚悟で、今も望んでおるところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今年度の予算を決める方針演説の中にも、断固反対だという町長の意思表示がね、ありました。今日もそういう発言ですが、そういう発言をするのであればですね、見直し案を前提としたそういう協議はしない。これが、何で行政報告とか、あるいは、今回第1回目ありましたが、それをやるやらんにかかわらず、町自らですね、町長自ら、そういう見直し案のそういう協議には乗らないというね、意思表示は、私は、あっていいと思うんですが、そのことによって我々は安心もできるし、町民も町長の意気込みがね、そこで分かるわけです。これが全くねえ、我々が一般質問でやる、あるいは特別委員会やる、あるいはマスコミが町長に聞いたら、聞かれてね、初めて町長は答弁をする。この姿勢ではね、私はあんまり安心できんのですよ。それはなぜなのかお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これはあの、今年の5月30日ですかね、副知事の方から町の方へ来て、いろいろ現地視察を含めて、その時もはっきりと私は現計画どおりでないと受けんということは強調しております。それもマスコミに向けて、テレビとか新聞とかいろんな報道機関にも、はっきり申し上げておりますので、その点については、町民の方もある程度ですね、いろんな形で私の方で話し合いとか、いろんな会合に行ったら、それで頑張られというふうな激励の言葉とかですね、また投書的な手紙等の激励をいただいてですね、今日あるわけでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）それは私承知しとんです。しかし、海田町の最高の決議機関はここなんですね、議会なんですよ。この議場の中で、町長自らだれにも言われないで、県がそう

いうのを示してきたが、8月20日に示された見直し案は絶対ね、私はできないと、認められない、そのための協議会はまだ一切拒否をする、こういう自らの発言は私は欲しいんですが、それはできんのですか、どうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）私が終始一貫申し上げておる、見直し案は絶対だめだということは、どの場面においても公言をしております。そして、今回の事業は、いろいろ過去の事を調べておりますけれども、県から町に対して府中町、広島市を通じて連続立体交差をしようという呼びかけのもとに始まったのがこの連続立体交差の事業でございます。その中でですね、海田町だけいいよと、できんよというふうな事はですね、普通の常識から考えてできないことなんですね。我々はそういうふうに思っておりますし、その代わり、財政難、財政難ということでよく言われますが、いろんな場所で話をするときにもですね、県の幹部の方と話をする時には、財政難は当時計画したときには予算の計画もついとる、これが国とか県とか町がやる計画です。そのために何でですね、その計画をしたことを実行できんのかと。そして今回ですね、そういう形で海田町だけはちょっとできんというようなことが通じるかということで強硬にですね、その案に対しても絶対断固これは反対をしておるわけでございますので、その点についてはですね、これは財政がどうやったら、今の、議長さんとも一緒に協議をしていった話もあるんですが、手法とか工法に少しはそういう工夫はできんのかと、とにかく海田町の連続立体交差をするための案をですね、練り直してでもですね、現計画どおりやってくれということを強硬にお願いしておるつもりでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私心配するんですね、こういう協議会を何回か持ち、たまたま、町長が出られんのか意図的に出んのか分かりませんが、副町長や建設部長と協議を持つという形になっておりますが、作戦上はどうかとしてもですね、広島県はそれなりの見通しは、やっぱり、見通しというんか、それぐらいのことは考えとるんでしょうね。何回か協議をやる。町長が出たり出んかったり、あるいは議会の方も説明にこんけども、いろいろ、あつてですね、なかなかできないという、そこらはまず、やっぱ県は見とると思うんですよ。けども、これが、協議会やったりやらんかったり、1回目が、2回、3回、4回ぐらいになると行き詰まってくる。そうすると、そこから先が私はね心配なんです。広島県は、海田町と協議をしたけども舞台につかないと、話し合いに何にも応

じないということを、執行部がそれなりに考え、県の執行部ですね、議会に報告をする。それから、都計審で、県の都計審の中でそのことが論議をされて、押し切られる事になるのではないかと。いわゆる、協議会が実績として何回かカウントされたら、ある程度のところで、広島県が進めていく、こういうことになるのではないかとこのように思うんですが、その辺はどう考えられるんですか、お尋ねします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） この度海田町側が、私と建設部長、それから県側が担当部長と担当政策監という形で進めておりますのは、あくまでもその事務的に、特に海田町としては、いろいろと疑問に思っているところを質すと、そういう趣旨で行っておりまして、この協議をすることによって、最終的な協議打ち切りの意味になるとか、そういうことではないというのは、県の方と十分に確認しながら、進めておくことですし、それから、前回終わった後、私は、当日議員の方へお届けしたつもりなんですけども、言っておりますように、私としては、この本会議において質問が出たような事項、そういったようなのを正式に聞く場は必要だというふうに思っておりますから、町の方から申し出た事項というのは、多くが、議会の中においても、例えば財政状況が過去とどう違ったのかとか、それから、他の連立事業と比べて、この海田町、東部連立が割高になってるのではないかと、それから、他の工法、どれだけ検討した結果他の工法がだめだといっているのか、そういった、どちらかという質問の場に使っております。そういう中では、確かに、その協議をすれば、違う方向へ行ってしまうんじゃないかという懸念が出ていることは知っておりますが、私としては、そういった事務方としては、そういう、住民の皆様、さらに言えば、この議会で聞かれたことを、県へ問いただす場が全くないというのはいかがなものかと思ひまして、これは町長が出ますと、どちらとも意見のぶつかり合いになりますので、当面は事務方でそういったところを聞くと。まず、ですから、町の方がどうするこうするという意見は現計画どおり進めてほしいということ一点で、残りは、現在、いろんなところから出ている疑問点を聞くと、ですから、次回はそれに対して県から何らかの回答あると思っておりますが、それが納得いかなければそのところを聞いていくと。どうこうする場の前に、まず、そういう皆様から出ている疑問点を質す場というところがこの協議会だというふうに思っております。

○議長（久留島） 佐中議員。

○15番（佐中） 繰り返しになりますけども、もう1回ちょっと整理するためにお尋ねし

ますけども、今回、1回目やられましたね、協議会を。これはもう何回か、5回、6回やられて、お互いが溝が埋まらないという事になれば、県が、実績として、説明したとか協議したとか検討したとかいう、こういう実績になるんじゃないかという、私、おそれを十分持つんですが、そういう判断はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）県の担当部長とそれから、町の副町長クラスでの協議というのは、そういうカウントにはならないんじゃないかというふうに理解しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ならないというように確認したいと思うんですが、いいですか、ちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）県に対してもそのように申し入れておりますし、そういった、協議の場ではない、そういう正式協議の場ではないと、あくまでも正式協議をやっていく上での事前の場であるというふうに理解しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）最後にお尋ねしますが、J Rの高架事業、高架にはするけれども、先ほどからあったように、側道部分であるとかいろんな周りの部分を、今の計画よりも延期してですね、節約をして、高架事業は、現行のままと、いう協議はどうか。条件の中の一つかもわかりませんが、高架は今までどおりをやる、けれども、広島県がお金がない、財政的な理由ということから、側道部分は延期をする、そういう協議はあり得るのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほども申しましたが、現段階では、県側から改めての見直し案を得るとか、こちらから逆提案をする場ではないというふうに思っております。現段階では、なぜ、見直しをしなければいけないのかということと、もう一つは、今の佐中議員がおっしゃられたような、いろいろな角度での見直しはあると思いますが、コスト、見直し案というところとちょっと語弊がありますが、コスト削減案はあると思いますが、どうしてもこちらには技術的な側面とかそういうところがございませぬので、そこについては、全て、全てのコスト削減案を検討して、その結果を示してほしいと言っておりますので、その中に、今議員おっしゃったようなのがなければ、また、いろんな削減案はないというな

回答があったときには、例えば今回の議会でこのような縮減案についても話が出たが、こういうものも検討したことはあるのかという形で、また向こうへ返したいと思います。

○議長（久留島） 3 番、兼山議員。

○3 番（兼山） 3 番議員、兼山です。本日は大きく 2 点質問します。熱中症対策について。

気象庁が発表した広島県の県平均で最も高い気温 30.3 度を記録した平成 22 年 8 月から翌年の 23 年 8 月平均気温 28.2 度、平成 24 年 8 月平均気温 29.5 度、そして 25 年の昨年平均気温 29.5 度と、近年は連続で高気温が続いております。今年も熱中症による被害が全国で多発しました。広島県では、平成 26 年 5 月の 19 日から 8 月の 3 日までの熱中症救急搬送者は、2 万 6,913 人に上りました。搬送直後に死亡が確認された方は 2 名、消防庁は、例年 9 月以降も引き続き熱中症対策をとるよう呼びかけています。搬送された人のうち、65 歳以上の方が 46.5 パーセントでしたが、高齢の方々は暑さに弱いという原因に加え、猛暑の中でも、自宅にエアコンがない、電気代がもったいない、電気代を節約せざるを得ないといったお考えや状況下の元にあると考えられます。質問 1、東京練馬区では熱中症のリスクが高い 75 歳以上のひとり暮らし高齢者へ、熱中症の危険性を気温と湿度から測定し、ライトとブザーで知らせる熱中症指標計を配布し、熱中症対策に努めています。本町も高齢者の健康を守るため、同様の対策を講じてはどうでしょうか。質問 2、気温や暑熱指数（WBGT）等の指標に基づいて注意を促す熱中症注意情報は、既に全国で行われています。岐阜県多治見市では、気温 31 度かつ屋外の WBGT（暑熱指数）28 度の状態が 10 分以上続いた場合には、多治見市内の公共施設や携帯端末のメール配信によって、熱中症注意情報を発信しております。本町も、町民の熱中症対策として、こうしたリアルタイムでの情報発信を行うべきではないでしょうか。質問 3、来年度に向け、本来の公共施設の利用目的だけでなく、猛暑の中で、健康を守るための緊急避難先として、町の公民館や図書館等を利活用してはどうでしょうか。猛暑の際、町内放送での案内や公共施設毎に緊急看板を設置して、避暑地、サロンとして気軽に避難できるよう、町自ら率先して呼びかけてはどうでしょうか。続きまして、町職員の資格取得支援について。窓口業務及び住民サービスの向上としてこれからの海田町を担う若手職員には、さらなるスキルアップを図ることが必要であります。町職員が、自発的に国家資格及び国家試験に準じた国家試験を受験し、合格した場合は、その申告によって受験料を補助する制度を設けてはどうでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）兼山議員の質問に答弁をいたします。まず熱中症対策についての質問でございますが、1点目、2点目については、高齢者の安全安心を確保するため、先進地の事例を参考にしながら調査研究してまいりたいと考えております。3点目については、目的は違いますが、現在、広島県節電対策の一環として、公共施設等で広島クールシェアを実施しており、町の施設では、図書館とひまわりプラザで実施してるところでございます。しかし、この事業がなかなか広まっていないのが現状でございますので、今後は、PRに努めていきたいと考えております。続きまして、職員への資格取得支援についての質問でございますが、職員の自己啓発と職員の能力開発を支援するために、既に自主研修助成をしておりますので、新たな補助制度は考えておりません。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）それでは熱中症対策についての再質問をさせていただきます。この熱中症についての質問は、私が三つ入れたんですが、全てするのかしないのかっていうところについての質問をさせていただきました。その中で、答弁が、先進地の事例を参考にしながら調査研究してまいりたいという答弁だったんですが、事例を参考にするというのは、実際にその先進地の動向を見るだけなのでしょうか。それとも、動向を見つつも、今後の今の質問1に対する熱中症の指標計を配付する考えを持ちながら検討していくのか、それとも、そういうことはまず抜きにして今の先進地をただ見るだけなのか、そういったところについて、検討の部分の調査研究についての、もう少し細かい見通しをちょっとここで聞かせていただきたい。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）はい、今すぐ導入ということではございませんで、いろんな、ここにも書いてありますように練馬区であるとか多治見市であるとか、いろんなところでいろんな取り組みをされてるケースがありますので、そこらを参考に、海田町に合ったやり方というふうな形を考えていきたいと思っております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）そういうふうな答弁だからこそちょっと聞きたいんですが、実際は熱中症の指標計をですね、購入して、どのような、表示をしたりとかですね、どんな反応するかを自分で調べてみて、これはまた今後のですね、これからまた冬に向かっていくわけですけど、来年度については、今年はたまたま8月は、こういう雨の降る天候でですね、

毎年暑かったんですが、8月の3日、4日以降ですね、ずっと雨が降っておりますので、あまり今暑いという感覚はないんですが、そうは言っても、また来年は必ず夏が来ます。そのために、どうしてもその高齢者の75歳以上っていう方については、特にその体温のですね、直接の機能がやっぱり総体的に言いまして低下はしております。だから、実際に暑いと感じてるっていう部分が、年齢と比較した場合ですね、やっぱりそれは感じにくい中で、熱中症が起こっているという状況があるということは、今のこの指標計をつくられた会社の方もそれは言っております。なので、それとあとお医者さんにかかっている方も非常に多いと思います。高齢者の方ですね、常用されてる薬なんかでも、汗をね、発汗作用を抑えるお薬の作用が入っていたりとかですね、逆に利尿するお薬ですね、体内の水分を出していくようなね、お薬が、その副作用の中に入っている状況がございます。なので、1台ほど購入してですね、モニターで少し研究されるということも、考えること、十分できると思うんですが、そういうことは、今のところは考えていないでしょうかね。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）モデルケースといいますか、こういった機械なのか、そういった内容については知っておく必要があると思います。そこらは1台購入して使って、実際に使ってみるということも考えてみたいと思います。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）機械と言いましても熱中症指標って漢字で逆に難しいような言い方で書いてますが、目覚まし時計のような形でですね、本当に金額もすごく差があるんですけど、だいたい1,500円ぐらいから販売しております。温度と湿度とですね、それに対する今の熱中症の注意の信号のような形でですね、4段階ぐらいで大丈夫とか、ちょっと危ないよとか、非常に危ない、危険とかですね、そういうふうな案内ができて、その色もね、ランプがだんだん赤い色になると危険ですよとか、ブザーがそこで鳴ってしまうと、非常にその室内は非常に危ないから、温度を下げてください、そういうようなことをしてくださいね、っていうようなことですので、ぜひね、購入をひとつ試してみたい。それと、住民の方で75歳以上もですね、調べましたら2,500人ぐらいいらっしゃるって、同居の方は別としても、独立でね、75歳以上の方が、独立でお住まいの方もいらっしゃると思います。なので、そういった方にもちょっとモニターとしてですね、やっていた

だくようなことも十分いいんじゃないかと私は思います。なので、そういったことも含めてもう一度ちょっとそこについて、導入をするための方向の研究も考えていただけないでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）先ほども申しましたように、機械の内容につきましては、私どもの方でも研究をしております。現物を見ております。購入はしておりませんが。確かに高齢者の方が熱中症にかかる、あるいは、特にひとり暮らしの高齢者の方、非常に危険な状態になっておられるという方も今の地域包括あたりが、ひとり暮らしの老人、高齢者の方のお宅を訪問したケースでそういうところもあるというふうなことも聞いております。そういったことも含めまして、研究してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）本当に、人の命はお金では買えませんのでね、これで未然に防げるのであれば本当に取り入れていいというふうに私は判断したので、ここは提案させていただきます。そして今の、高齢者の方がですね、健康寿命が一年でも長く続くように、ぜひ努めて海田町の姿勢としてね、発信していただきたいとそうように考えております。そして、続きまして質問の2の方についてなんですが、今後はPRに努めていきたいという答弁なんですが、質問2についてはですね、携帯の端末のメールか、そういうリアルタイムな情報を発信していただきたいということについての質問を投げかけたんですが、今、昨年度あたりから、海田町の方で企画では、フェイスブックなんかをですね、やって、いろんな情報を発信しております。それも私も閲覧させていただいているんですが、他の市町でもですね、今回は、ここは熱中症の注意の情報のことなんですが、今回のような大雨災害なんかですね、登録しておけば、リアルタイムでその町のもですね、大雨洪水の案内がバーンと出てきますので、そういったことも、今、フェイスブックの話をしたんですが、リアルタイムにどんな形でもあって、早く、その、持ってる方とかが分かるようにしていただきたいという思いでこの質問においてなんですが、どうでしょうか、フェイスブックなんかでの、案内発信、情報発信、ここは多分管轄がどういうふうにやっていくのかというイメージも含めてちょっとお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）対応につきましても、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）企画の方でね、フェイスブックのほうは、いろいろ中心になってやられてるような、内容なんですけど、今度はこれは、緊急災害を絡めたことと、今度は、そういうところに含めてますので、どういう形でね、統括してこれを発信していくのかということ、今んところはイメージできてるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）先ほど話が出ております災害情報であるとか、フェイスブックを使ってとかいうこともあるんです、まあ、今回の質問は熱中症にということでの質問でございます。ここらについては、緊急、現在今あの、教育委員会の方で不審者情報等メール配信というのはやっております。いろんなことがあると思いますので、これは全庁的に考えて、どういう対応ができていくのか、どういう対応していったらいいのかというのは考えて行きたいと思っております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）今回の広島市の北部の震災のも、たまたま私もテレビつけたら、地デジなので、やっぱりリアルタイムに海田町大雨洪水になってましたので、やっぱりどんな形であれ、どういう方向であれね、いろんな、猛暑も自然災害ですから、そういうところで周知できるような方向をね、どんな形であれ、リアルタイムにやっていく姿勢を海田町がね、まず、ここの町からやっていただきたいと思いますので、というふうに希望しておりますので、ぜひ、ちょっとここも早急に進めていただきたいという考えであります。今先ほどもそういう話を聞きましたので、次の質問3の方にもちょっと行きたいんですが、質問3の方は、公共施設にもし35度以上の猛暑になったときは、どうぞ避難してくださいという意味ですね、いう形で看板等を設置したらどうかということを主にいれたんですが、そこについても私も町内よくうろろしております、しんどい時はちょっと、公民館とかですね、ちょっと休憩させていただいてるんですが、なかなか、そうは言いつつもですね、なんか心理的なバリアっていうんでしょうかね、なんで居るのっていう感じの部分、やっぱり、感じることがあります。なので、どうぞっていうところをですね、見える形で、ちょっと暑い時期はそこで座とってくださいねっていう案内をね、海田町が是非そういう姿勢をみせていただきたいんですが、ここについても今後PRに努めていきたいというふうにくくっているんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）先ほども町長の方から答弁をさせていただいたんですが、多少目的が違うんですが、広島県が、今の節電対策のことでクールシェアといいまして、公共施設や、大型商店、海田町で言えば公共施設でいえば図書館とひまわりプラザ、それから民間施設で言えば、イオンさんと自遊空間さん、こういったところを指定して、暑い時期、家でみんながクーラーをかけるのではなくて、そういったところは自由に使ってもらっていいんですよというふうなことでやってるんですが、熱中症対策ということでも、そういったエネルギー対策という部分も含めて、こういった事業を展開しておることが、町民の皆様にあまり知られてないというのが現状でございますので、そこらは、目的がどうであれ、そういったところを十分活用していただきたいということでのPRには努めていきたいと思えます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）ですから、PRもいろんな、もちろん広報でもそうですし、放送でもそうですし、私がかかげたこの緊急看板ですね、暑いですから、対策、避暑地、ここにどうぞ、というところもそこも含めて、PRのほうに努めて行っていただきたい。そのように希望します。ほんで、続きまして、次の、資格取得支援についての再質問なんですが、私がこの中に入れているのは、町職員が、自発的につていうところが非常に私キーワードに入れさしていただいているんですが、一応自主研修の補助はあるというのはお聞きしています。それはやっぱり仕事に対する部分の自主研修制度の補助というふうになちょっと捉えてるんですけど、ここで私が入れさせていただいたのは、今若手の職員さん非常に優秀な方が本当に多いとは考えております。というのが、ほんとうに職員になるために物すごい勉強されてですね、狭き門を突破されているという現状です。そういった意味で、人材育成をどのようにするのかなっていうところと、そこが、町職員になるためにゴールではないというところを、また、今の、上役の方が諸先輩方がですね、ぜひ努めていただきたいという思いを込めて質問したんですが、そういうことを含めまして、新たな補助制度を考えていないんですか。人材育成については、新規の職員さんについてはどのような育成を考えていらっしゃるのでしょうか。ちょっと大きなくくりになるんですけど。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）新規採用職員につきましては、まず役場に入ったときに、総務課の方で、まず、新人研修を行います。その後、広島県の方に、自治総合研修センターの方に

派遣をして新人研修をしております。それから、今年度から始めましたけれども、意識と団体行動を学ばせるために、自衛隊の研修等に行かせてですね、新人の育成に努めております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）ある企業がですね、倒産寸前の企業がありまして、その人事部長がですね、この会社はどういうふうにしたら建て直したらいいかということで、いろいろ考えた結果、あることの一つ答えが出まして、その答えが、社員それぞれのポジションに合った、資格を取らせろということで、取り組みをしました。その結果2年間後にですね、それぞれのその思い・目標を持った方が、それぞれ達成された結果ですね、売り上げが3倍になったと。倒産の危機から立ち直ったというところ、そういう事例があります。そうは言ってもここは、公務員の方の職場ですし、教育訓練給付制度は民間企業だけです。公務員の方についてはそれは支給はされないということなんですけど、その中でも自主研修制度っていうのは、多分上限2万円の話だと思うんですが、これも、ある程度の職いとか、資格が、取るのは決まっております。もっというとなんか言いたいかなと、窓口業務についての、今、国家資格ですね、銀行とか保険業務について、だいたい年一回ここ窓口業務で、税金の話とか確定申告の部分ですね、そういった部分での窓口業務の資格取得というのがあります。それは、個人的に職員の方が取られているということも聞いております。ただそういう職員さんもいらっしゃいます。ここの町の職員さんの中ですね。臨時職員さんなんかも、そういうふうに言っておられる方もいらっしゃいます。本当にこの職員さんは自発的に自分でそれを取って、スキルアップを図られているという状況でございます。なのでそういう方について、何か町の姿勢もね、またそれを支援してあげるといことは、やっぱり考えることは、今んところは無いんでしょうかね。ほかの資格についてでもですね、どうでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）はい、兼山議員がご提案のものについては、おそらく受験料をというところにポイントが置かれているんだと思いますが、海田町が今行っている自主研修助成につきましては、その受験に至るまでの勉強に対する補助でございますから、お金を出すポイント時点は違いますけども、自主研修をするという方向性につきましては、議員がご提案したものと同一方向性であると、そういうふう考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）おそらくその今の可否にかかわらず勉強するっていうところの、その受講料っていうんですかね、そこについての2万ですし、今の民間でいう教育訓練給付制度も学費の20パーセントとかですね、上限が10万円とか、そのような上限をもってそれぞれ自分がその資格を取りたいというところの資格、それもある程度限りはあるんですけど、そういうところでスキルアップを図られてるという現状がありますもので、最後もう一回聞くんですが、昨年度これはおそらく資格取得学校が提示してるんで、具体的な数字はいいんですが、25年度一般職が9名入られてるんですが、やっぱりその方でも、資格取得学校なんか通いながら、行ってるんじゃないかというふうに、数字的に言いますと、数字があってるので、行かれてるんじゃないかと思うんですが、そこが本当にゴールにしていなのか、それとももっとこれからね、いろんな自分を磨くために、今の、上限2万円まででやってるからっていうところで済ましていいものかどうかっていうところが、私のちょっと、もう一つどうかっていうところなんですが、もう今のところそれ以上は考えていないということでしょうかね。どうでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在の職務に必要な知識ということでは、例えば千葉や大津にありますアカデミーに派遣するとか、そういったようなところで、職務に必要な、そういったスキルアップはさせているというふうに思っております。自主的なスキルアップにつきましては、公費でいくら出すかというところには限界があると思っておりますから、現段階では新たな制度を設けることは考えておりません。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）はい、最後なんですけど、そういう職員がですね、本当にいるという現状はやっぱりしっかり受けとめていただいて、それをですね、もっともっと伸びるような、いろんなことをですね、もちろん過去の経験であることも大事でありますし、そのように若手の職員がもっと飛躍的に向上するように、努めていけるような職場環境にしたい。それを希望しまして、私の質問を終わります。

○議長（久留島）7番、桑原議員。

○7番（桑原）7番、桑原です。今日は大きく2点に分けて質問させていただきたいと思います。1問目は、後期高齢者対策についてでございます。高齢化が進む現代の日本では、高齢者の数と比例して認知症を患う方にはさまざまな症状がありますが、最も深刻なものが認知症による徘徊行動ではないかと思えます。本町では、総合基本計画の基本

施策のひとつとして、町民の日常生活、いわゆる暮らしを守る安全安心の確保を図るとあります。現在、町に対応としては、徘徊高齢者の家族支援サービスという制度があり、高齢者に探知機を常時携帯してもらわなければなりません、ほとんど利用されていない状況であろうかと思います。そこで、今後の取り組みと課題についてお尋ねをいたしたいと思います。①過去5年間の町内の徘徊高齢者の推移、②無事に発見された方の数、③町内で発見された方の数と最も遠方で見つかった場所。大きく2番目、クラブ活動における外部指導者の活用についてでございます。部活動に対する子どもの参加意識や活動意欲を引き出し、学校と地域の連携を強めるためにも、部活動に本来備わっているはずの基本的教育力、いわば部活力が今こそ問われております。教員が子ども一人ひとりに向き合う環境づくりが重要ですが、教科指導、生活指導、部活指導、地域連携の全てをこなすのには、肉体的・精神的にも大変厳しいものと考えます。このような実態を解消するためにも部活動を補助する外部指導員の活用を考えてはどうか、質問をさせていただきます。以上よろしく申し上げます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問の1番目については私から、2番目については教育委員会から答弁をいたします。まず1点目に、後期高齢者対策についての質問でございますが、1点目については、21年度が該当なし、22年度が1名、23年度が3名、24年度が該当なし、25年度が8名、平成26年度は、8月末現在で5名でございます。2点目については、無事に発見された方の数は、17名中15名でございます。3点目については、町外で発見された方の数は17名中10名で、最も遠方で見つかった場所は、呉市の蒲刈でございます。それでは2番目については、教育委員会から答弁をしますので、よろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）部活動における外部指導者の活用についてのご質問でございますが、現在、町費負担では5名、ボランティアでは不定期を含めると、24名程度の外部指導者に部活動の支援を受けているところでございます。今後とも学校長の意向を尊重しながら、必要に応じて外部指導者の活用を図ってまいります。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）まず、後期高齢者、認知症を患っている方が全国的にですね、かなり増えているということで、大きな社会問題にもなっているということが取り上げられている

とどこでございます。年間1万人の方が警察に行方不明者として届けられているという実態を踏まえて、海田町でもどうかということを質問させていただいたんですけども、17名が5年間で警察に届けられているということ、17名中15名が無事発見されたということでもあります。その2名の方、これは私のほう口出して言うのもあれなんですけども不測の事態ということで考えてよろしいんですか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）議員さんおっしゃるようにお亡くなりになられて発見されました。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）海田町としてね、やはりそういった取り組みっていうのは、頑張っておられると思うんですけども、包括センターでやってられると思いますけども、この実態を受けてですね、その事前対策と事後対策というのがあると思うんですけども、こういった方々の情報というものは、どれだけ受けてらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）情報につきましては、現在、徘徊高齢者SOSネットワーク事業というものがございまして、事前登録をさせていただいてます。現在の登録者数は16名でございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）おそらくGPSを持って出ていただければ、行方不明になってもすぐ発見できるということではなかろうかと思いますけども、おそらくこれは高齢者の、災害対策のときもありましたように、そういった、個人情報が出てこないということも関連しているのではないかというように思うんですよね。15名ぐらいではないと思うんですよ、こういった状況をお持ちの家族の方であるとか、ご本人の方。それをいかに情報としてデータ化するか、海田町の中でどれだけの方がそういった状況にあるのかということ、実態を把握するために、包括センターの中で、どういう努力をされてるかということをお尋ねしたいと思うんですけども、いろんな方法があると思うんです。それはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）包括支援センターのほうで、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方へ継続して見守りをしております。そのほか、警察からも協力をいただきながら、

心配な事例の方に対しての情報はいただいております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）ここはね、家族の方の協力とかね、やはり地域の方の協力、そこらも必要になってくると思うんですよ。それは情報を得るためには、そういった、自治会の方であるとか、消防団の方であるとか、海田町でお世話してらっしゃる方の情報は必ず必要になってくると思うんです。海田町の役場にて、あっこの家族はちょっと年をとったけどどうかな、っていうのでは情報はつかめないという現実はあるかと思うんです。そういったことを知るにはね、やはり、そういったその相談員の方々とか地域でお世話してらっしゃる方とかっていう方とかの情報を逐次得るいうことでないと、その情報は入って来ないと思うんですよ。それでやっぱりヒアリング、カウンセリングをね、していくということで、これ、マンパワーがいるんですよ。そこへおって、あそこの家族っていうのは包括センターの中で、あっこは後期高齢者の中でひとり暮らしの老人だとかいう情報は入ってこん。そういった、時々ぼけてらっしゃる、まだらぼけていうね、そういう方がどれぐらいいらっしゃるかっていうことのね、情報をしっかりつかむことが、私は事前にこの問題を防げる問題ではなかろうかと思うんですね、それは、町民の安全安心を守っていくということの基本になろうかというふうに考えるんですけども、今後の取り組みとしてね、私しつこく言いたくないんですけども、今後の取り組みとして、どういうふうに考えて、高齢者、徘徊というものを防いでいくのかということをお尋ねいたします。徘徊の事案が警察から届いてくるといことなると、消防団であるとか地域のことであるとか海田町職員の方、大変ご苦労なさるわけなんですよ。だから、少しでも1名でも2名でもそれを防いでいくということが必要になってくるんではなかろうかと思うんです。その努力を包括センターの中で、どうしていくのか、今後どうしていくのかということをお尋ねしとるわけで、例えば15人、今登録してらっしゃる方がいらっしゃいますよという話でしたけども、それをどれだけの数のデータ化して、海田町の中にそういった方がいらっしゃるのかということを知るということは、大事なことじゃないかと思うんですけども、お聞かせください。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）地域の方の見守り支援をお願いしながら、町といたしましても、認知症の高齢者の予防対策を進めて、それから認知症の方、高齢者の方へ対する理解も地域の中で進めていけるような努力をして、対策を進めていきたいと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）これからますますですね、高齢者が多くなるんですよ。で、例えば15人登録者がいらっしゃるという中で、その中で何回か、そういった徘徊行動をされておる方っていうかキャリアのある方であるのか、全くそういうことは1回もないけど家族の方の告知、そういった認知症の方がいらっしゃるという情報を得ていらっしゃるのか、そこあたりはどう考え、どういう情報で15人というのが登録されているのか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）やはり、1回以上徘徊されて行方不明になられた方は必ず登録していただいていますし、町としましてこの8月にパンフレットを全世帯に、見守り支援のパンフレットを配付いたしました。そのことから、家族の方から、事前登録しておきたいという方もいらっしゃいまして、現在、16名登録してもらっております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）確かにパンフレットあります。これに書いてあるのは確かにあの、地域包括支援センターの中で、こんな事業してますよっていうことを、お配りしていらっしゃるということはよく存じております。その中でやっぱり実績っていいですかね、その上がつてこないと、ただ配ってるだけですよ、ただ言ってるだけですよ、っていうようにしか見えないんですよ、ですから15名の方を、いかに、もっと大きく、町民の方、そういった症状のある方を把握していくのかということが必要になってくるんじゃないかと思うんですね、本当に2名の方が5年間の中で徘徊をしてお亡くなられたということについてはね、非常に残念なことなんです。みんな、ここへいらっしゃる方々、みんななり得る可能性を持っていらっしゃるわけですね。ですから、我々にとっても、こういった、地域包括支援センターの中で、こういった見守りっていうかね、徘徊をされる方が、情報的に町の方に情報データがあればもっと早く見つかる、ね、GPSをつけるっていうことが、聞いてみたいんですけども、その、出られてGPSっていうか、徘徊をされてGPSを持たれたというケースがありますか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）この16名のうちGPS機器をお持ちの方は4件でございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）13件の方は持ってらっしゃらないということですよ。こういった、海田町にこういった施策をしていらっしゃる、GPSを持たずに出ていらっしゃるとか、な

かなか、口ではみやすいですけども難しい問題じゃろうかと思うんですよ。GPSを持って、持って出てるぐらいしっかりしとったら出やせんよと。いうことなんだと思うんですけども、だからこの施策としてはですね、役に立ってないという話になるわけですよ。もっと違う形のもので、家族が協力してくれるであるとか、告知をしてくれるであるとか、そういうカウンセリングをしていくというのは、やっぱり必要になってくると思う、確実に増えてきますから、こういった事案というのはね、5年間で17件ってありましたけども、確実に増えてくると思うんです。今後の対策としてね、今の事案を例に過去のトラブルをしっかりと考えていかなきゃいけないと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）確かに議員さん言われるとおり、今後認知症による徘徊行動をとられる方というのが増えてくる可能性はある。先ほど次長も言いましたように、まず、認知症にならない、認知症を早期に発見して、ならないというふうな対策をしていくのが一つ大きな課題だろうと。それと、先ほど来出ておりますGPSにつきましても、今現在大きいものしかないんで、なかなかそれを常時持つて出るということができないということがあるみたいで、業者の方でもいろいろ小型化を考えておるようです。そういったものが出てきた時には、そこへの切り替えといったことも考えていきたいと思っております。先ほど来出ておりますように、まだまだ認知症SOSの登録というのが進んでいない現状がございますのでもちろん地域包括によるひとり暮らし老人の方、あるいは高齢者の方の見守り、訪問活動は実施していかなければいけないと思っておりますが、それ以外に自治会さんであるとか、民生委員さん、地域の方々のご協力を得ながら、その数を増やして行って、できるだけ、行方不明にならないような、防止ができるような対策をとっていきたいと考えます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）最後に、あまりしつこうなっても、一生懸命頑張ってるじゃないかと思うんで、最後に、やっぱり今言われたような自治会であるとか、民生委員さんであるとか、消防団の方であるとか、地域の方を取り込んだやっぱり対策していかなきゃいけないように思うんですね。で、協議会といいますか、そういったものが地域包括の中にはあるんでしょうけども、特化した、徘徊に特化した、それで、協議会というものを立ち上げていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですよ。ですから、そこら

のあたりをね、やっぱ費用のかかることだろうと思うんで、町長にお尋ねします。最後に、そういったことで、高齢者が多くなる、今からの時代、必ずやはり我が身に迫ってくる話じゃなかろうかと思うんですけど、見守りしていく多少予算がかかっても、これは、今後やっていくんだっていうことね、ひとつ、お答えいただきたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに、この問題は社会問題で、大きな観点からいろんな形で取り上げておりますが今年のですね、春先に一回ですね、鳥取大学の浦上先生という方をお呼びしてですね、ひまわりプラザのほうで認知症についての講演をいただきました。もう大雪の中じゃったんですが、たくさんの方が、思わん方が、講演に来ていただきました。そういうことから、タッチパネルっていうんですか、いろいろこう、自分の、どのくらい能率的なっていうのを踏まえてですね、今回また、先日、9月5日の金曜日、13時30分から海田町民センター、東海田の方ですね、浦上先生にまた来ていただいてですね、改めて講演会をあおぐことになっております。現在、タッチパネルもですね、それを教訓に3台ほど町に購入してですね、またあわせてですね、各自治会、民生委員も踏まえてですね、出前講座等も踏まえて是非活動いただきたいと思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）よろしくお願いいたします。我々も人ごとではないということですね、しっかりと研究していただきながら頑張っていきたいと思います。次にいききたいと思います。部活における外部指導者という点で質問させていただいたんですけども、先ほど第1答弁の中でいただいた答弁なんですけど、現在、外部指導者、町費で来ていただいている方が5名、それと、ボランティアを入れたら24名という数をお示しいただいたんですけど、24名という数のボランティアの方、5名を町費で払ってらっしゃる、引いたら19名のボランティアの方ということで確認したいんですが、よろしいですか、それで。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（大里）こちら書いておりますのは、町費負担が5名ということで、24名は無報酬のボランティアの方です。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）勘違いしておりました、すみません5名が町費で、24名がボランティアと

いうことでよろしいですね。教育委員会の指導の中ですね、いろいろと、これまで学力、体力という意味で質問をさせていただき、学力面では事前通告はないんで、やりませんが、すごく頑張ってらっしゃる。24年度、25年度、26年度と数段に学力が上がっている。今回は体力に重きを置きながら、質問させていただきたいというふうに思います。教育委員会の指導の中で、学校の取り組みとしてですね、海田町の児童生徒の体力というものが、県平均を上回っているということで、お尋ねしたいと思います。次のステップとしてですね、地域の指導を連携とした競技力、部活力の向上であると考えておりますけども、海田町は、ご存じのように、織田幹雄先生、日本初の金メダル、オリンピックの金メダルを取られたと。野球部では複数のプロ野球選手を輩出した海田町の中で、やはり運動ってというのは、海田町にとってすごく魅力のある町だということを、自覚しとる訳なんです。そのためにはですね、後任っていうか後につく方の人材育成というものをすごく危惧しておるところであります。今中学校にしても、西にしても、東にしても、サッカーであるとか野球であるとかいうところについてはですね、非常に頑張っておるんですけども、なかなかそういった意味では、先生、先ほど言いましたけども、大変忙しい中でね、顧問をしてらっしゃることについては、補助がいるんじゃないかというふうに感じたわけですよ。で、質問させていただいたわけですけども、現在町内ですね、中学校の昨年度と本年度、県総体での成績っていうのはどうだったかお尋ねします。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（大里）運動部について、県の総合体育大会は9月末に開催されるため、今年度については、安芸郡と、7月に行われました、安芸郡と江田島市の総合体育大会の結果でございます。海田中学校の方が水泳部と野球部が優勝しております。昨年度におきましては、海田中学校の女子バスケットボール部、それが県の総体で優勝、それから野球部が準優勝です。出場した部については、剣道部女子とソフトテニス部男子が出場しております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）今の、話がちょっと飛んだりして申し訳ないんですけども、今のボランティアの方と町費で雇っていらっしゃる外部指導員の方、どういった、契約内容なんですけども、どういった契約で、そういったボランティアをしてらっしゃるのか、町費で雇ってらっしゃるのかという、まずおのおのに契約の仕方、ただ、子どもを指導するのが

好きでボランティアで来てらっしゃる、おそらく、校長先生の専任事項だろうというふうに思うんですけども、どういった形になっていますか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）部活のボランティアにつきましては、校長が地域の方、例えば保護者の方から、技術の向上、また子どもたちの心の根を育てる方というところで、事務委任をさしていただいて、校長決裁の元で、うちにあがってくるものでございます。契約として、特に何々の資格を持っているというふうなことはございません。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）で、あの、普通であるのであれば、委嘱状というね、校長が出すんですけども、何月何日から何月何日までこれをお願いしますねという委嘱状を出すんで、今まで過去に遡ってそういった方々を採用していらっしゃるんでしょうけども、そういった委嘱状とかいうものはないんですか。出してらっしゃらないんですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）委嘱状というものはございませんが、勤務条件説明書という形での、こういう形、まあ、賃金がこうであるとか、休暇はこうであるというものについては、町教委を通して、あ、すいません、校長を通して町教委から提出していただいております。

○7番（桑原）桑原議員。

○7番（桑原）そういった方々に対しての、けががあったときの保険であるとか、そういったものは規定があるんですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）その部活の指導中の事故、けが等につきましては、公務災害という形での対応はさせていただいております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）外部指導活用規定というんですか。そういった規定っていうものは当然ないということですか。規定があってはじめて、そういった方々に対する保険であるとか、委嘱状を交付するとか、そういう規定がおそらく普通ならあるんです。そういったものはない、まだつくってらっしゃらない、各学校で違うんでしょうけども、作ってらっしゃらないということですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）外部講師の規定というものではなくて、町費の非常勤講師としての規定というものを準用させていただいております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）私ね、何が言いたいかというね、25名のボランティアの方が一生懸命頑張っていらっしゃることはよく分かるんですけども、不定期ですね。運動部とかいうのは、一週間に一遍来てちょちょこと教えるよっていうのではなくて、やはり継続的にその教育できるというか、指導ができる方を外部指導員として雇っていただきたいなという思いがあるんですよ。そうしないと、基礎基本をしているのに、じゃ、どういうふうに、それぞれが教えて、違うことを教えていってという話になってくるわけですね。ですから、運動部に関してはやはり継続的にその運動部に従事して、子ども達に一所懸命教えてやるっていうことをね、していただけるような外部指導員を望んでるわけです、僕はね、そういった方の採用を今後していくということを考えてらっしゃるのかなという思いで質問をさせていただいておるわけですけども、そのことはどうですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今の議論の中で、まずは非常勤講師としての報酬のある方、この方には先ほど課長申し上げましたような公務災害等が適用されますけれども、ボランティアでやっておられる方については、報酬についても、災害の方についても補償というようなもの、町としてあるものはございません。ただ、非常勤にしろボランティアにしろ熱意はかなり高いものを持ってやっておられるということはあるんで、今議員さんがおっしゃったような、委嘱状とか委任状とかそういったことも含めてですね、どのようにそのボランティアの方たちも含めて、学校の指導に協力していただけるかと、これについては来年に向けて検討はさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）全国的な一般論としてですけど、海田中学校、西中学校にあるかないかというのは分かりませんが、そういった地域的な、個人指導であるとか、部活の指導であるとか、地域の指導、付き合いであるとか、教師の方たちがたくさん忙しい思いをしていらっしゃるというね、そういった問題がちょっと全国的に出てるように思いますけども、海田の場合はそういったことはないということによろしいですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）海田の場合もですね、いろんな教職員の中で、先ほど議員さんご指摘あ

りましたように、体力の向上とか、学力の向上というのはかなりの部分で成果が出ていますけれども、私自身が次の大きな課題だと考えているのは、今まさに指摘いただいた競技力の向上なんです。先ほどもありましたけれども、海田っていうのは織田幹雄さんを輩出した町でもありますし、プロ野球の選手も多く輩出していると。そうした中で、陸上とか野球とかいうのはですね、低迷しているのは情けないという声を、私の方にもたくさん今でも届いております。ただ私がこの海田町に就任して1年半近くなりますけれども、申し訳ないですけれども、この問題についてはまだ手つかずの状態でございました。今おっしゃられるような、教職員がまず学力と体力ということで頑張ってもらいましたけれども、今後は競技力の向上ということについても、力を入れていかなければならないと思いますし、また教職員人事も含めてですね、専門性の高い、そうした、競技力を持った教職員の人事も考えていかなくちゃいけないという、今そう思っているところです。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）確かにですね、9月の広報にもありました、県の陸上総体、競技大会で海田中学校の3年生が走り幅跳びで優勝されたと、全国大会に出場されたということですね。で、また、海田西中学校の吹奏楽部、県のコンクールで金賞に輝いたという情報も入って、一生懸命、学生の方、中学校の方頑張っていらっしゃる。やはり、そういう、教育長が言われたようにですね、運動部の方もね、少しやっぱり力を入れて、海田町にそういう学校があるんだっていうことを全国的にもね、やっぱり知らせるためにもね、一生懸命頑張っていたきたいというように思うんですよ。頑張っていたいというわけですけども、運動部に特化して言えば、野球部もそんなに強くない、サッカー部もそんなに強くないということですね、先ほど言ったように、職員の先生の方、忙しい中で一生懸命頑張っておられる、6時半ぐらいまで部活をやって、それから、教室に入って机に着かれるということは、大変ご苦労だと思うんです。その中で一生懸命やってらっしゃること分かるんですが、それを助けるためにもね、外部指導員というのは必要だと、私思うんですよ。その方向性であるとか指導方法であるとかっていうのは、先生の方がやられて、教えるとかね、外部指導員がやられるというんであればいいなというふうに思って、質問をさせていただきました。これにはやっぱり費用というのがかかる、クラブ強化費というものが少しあればね、そういったことがあれば、そういった外部指導員の方も、採用できるというふうに思うんですが町長どうですか。外部指導員をやっぱり

やっていくためにはクラブ強化費というものがが必要になると思うんですけども、そういった意味では、協力体制というのはしていただけるというようにお願いしたいんですけどもいかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かにおっしゃいますように学力も必要ですが体力、また部活においてもですね、ほんとうに、汗の出る限りですね、先生方に努力いただいているのを、我々目のあたりにして、結果はですね、まあ、上位とかですね優勝とか言えばかなり評価をされるんですが、地道な指導と申しますかね、そういうことを踏まえて、教育委員会ともしっかり協議をしながらですね、やっぱり学力・体力ともにですね、一緒に成長できるような学校に努めていただきたいと思って検討してみたいと思っています。

○7番（桑原）終わります。

○議長（久留島）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることと決します。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後 2時36分 延会